

尺なるものあり。又焼山附近には圍三丈許にて良質の屋久杉ありといふ。

コウノイタ屋久杉産地（第二十九圖版参照）石塚登山の途次、小杉谷を距ること約十七町九百メートルの地點にてコウノイタ六合目以上屋久杉の多き所を寫す。幹の白きは主として屋久杉なり。は相接する三瀬と共に良質の屋久杉を産するにより名高き所にして、東二十九林班（宮之浦岳國有林のうち）に屬す。三瀬は其南にあり。明治神宮御造營用材（十本）を伐採したるところなり。

太忠岳國有林中の保護林（第二十九圖版参照）石塚山上にて、太忠岳國有林の二六・二三・二五林班に屬する山林を寫す。保護林其中を貫く）スギにツガを混じ各種のスギ多き所なり。屋久杉多き地域の一なること前述の如し。

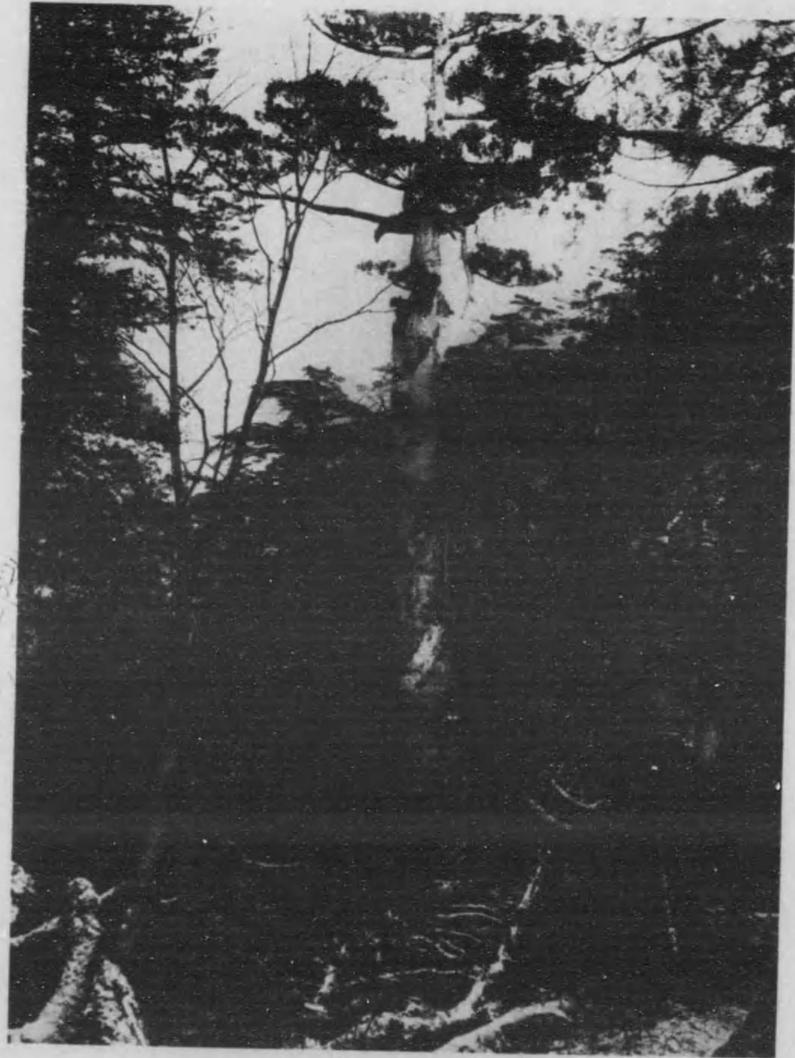
石塚山尾間道の鞍部にある保護林（第三十圖版参照）交通路より西に向つて寫す）約千四百八十メートルの地點横岳の山腹太忠岳第二十七林班にあり。杉の純林にして屋久杉、准屋久杉を併せて多し。手前に見ゆるはツガ・ヤクシマシヤクナゲ・サクラツツジ・ハヒノキあり。路傍にある屋久杉につき觀察するに胸高にて圍二丈内外、幹の上部折れ高さ五六間乃至七八間、枝一二、多きも數枝にて生育す。此邊より女岳山腹を望めば樹幹の白きが多く見ゆ。屋久杉の多きを想像するに足る。

小杉谷の准屋久杉（第三十圖版参照）小杉谷斫伐事務所附近にあるものなり。

第二十七圖版



安房川林道の屋久杉



第二十八圖版

杉久屋の道歩山塚石

第二十九圖版



地産杉久屋タイノウコ



林護保有國岳忠太

林業調査報告書



第三十圖版

杉久屋准の谷杉小



林純杉の中林護保

小杉谷御大禮紀念造林中に残れる准屋久杉と小杉と杉の稚樹(第三十一圖版参照)此准屋久杉は胸高にて圍一丈四尺六寸、高さ約十間なり。造林は天然更新によるものにて、大正四年十二月十六日竣工し、反別五町九反三畝歩なり。枯株のなほ残れるあり。ソウキウイチゴ・オホバライチゴの繁茂せる様沒風流なり。されど稚苗密生して發育よろしければ、やがては御立山の如く杉の美林を現出すべし。造林中に残れる小杉は二百年前後のものなり。

同上の造林中に残れる小杉(第三十一圖版参照)胸高の圍七尺三寸、高さ目測にて約十二間、百八十年位を經過したるものなり。

安房川より同上の造林の東部を見たる景(第三十二圖版参照)准屋久杉(中央)あり、小杉あり、稚苗あり。

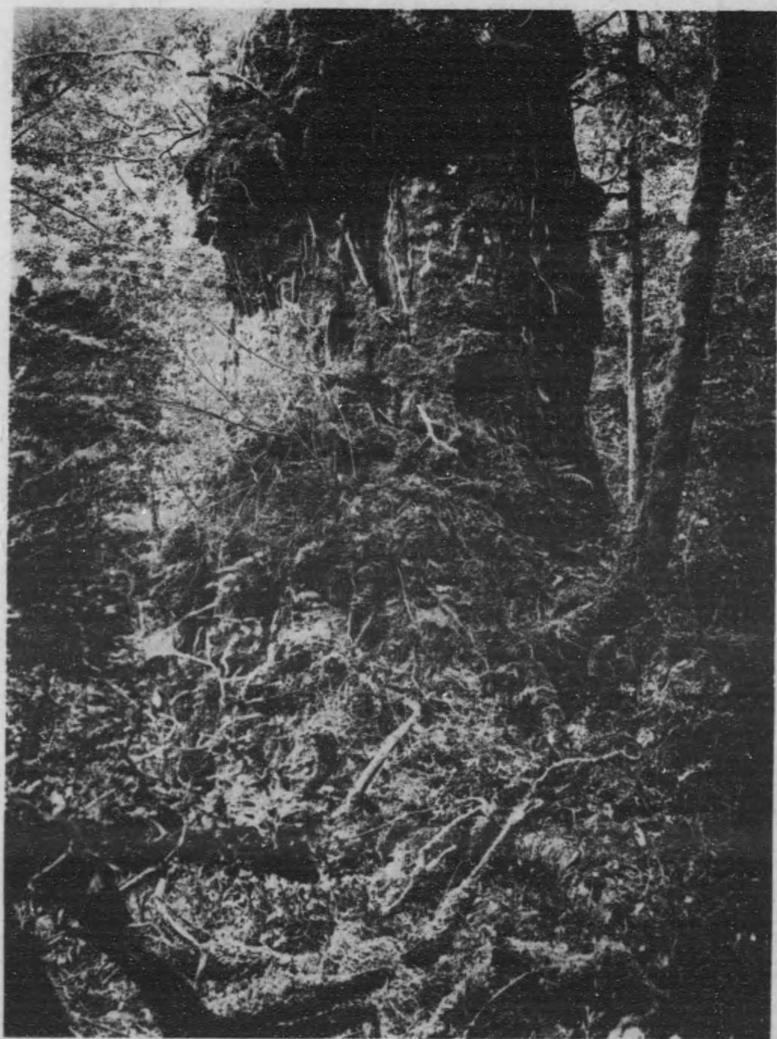
同景中の一小杉と稚苗(第三十三圖版参照)稚苗は密生して三尺以上に伸長す。

小杉谷斫伐事務所の西にあたる小杉林(第三十四圖版参照)御立山發育旺盛なる小杉の林の一部なり。小杉は四十三林班及び三十三林班に跨りて多し。白雪を戴く山嶽は宮之浦岳なり。

因に記す。永田方面には、標高約七百八十メートルの地點に、俗に七尋と稱する大杉あり。枝多し。ウイロン株(第三十五圖版参照)北より寫す)小杉谷官行斫伐事務所より、宮之浦岳道一里弱のとこ

ろより六町ほど入りたる所、千メートルの地點にあり。高岳の山腹八左衛門山と稱する處にして、屋久島東事業區三十三林班(上屋久村大字宮之浦、宮之浦國有林のうち)に屬す。根廻り百七尺二寸、幹の根際五十九尺二寸、幹の切口四十三尺三寸(幹の高さ一丈以上、地表より一丈五尺乃至一丈八尺の所にて)、枯株の東側に小杉の生木あり。約百七十年を経過せるものなり。内部に空洞あり。入口南に向ひ自由に出入することを得。大正の初め頃まで其伐採面に屋根を造り、洞底に板敷をなして、木挽小屋に用ゐられたるものにして、其板敷は今なほ存せり。略、南北の方向に通路を取り、其の左右側の板敷を居室とし、中央に圍爐裡を設けたり。北の詰や、東によりて清泉混々として湧き出で、一條の小流となり南に向つて洞外に出づ。洞底より五尺の高さにてはかりたる南北の徑一丈五尺三寸、東西の徑一丈四尺一寸あり。約十年前ウイムソン氏の植物採集に同行せる(?)鹿兒島縣林業技手たりし小林求吉氏の調査によれば(當時の新聞記事)「件の屋久杉は地上十二尺の箇所にて伐採せられ、本株は一二尺の側壁あるのみにして内部は空洞となるも、其胸高周圍は約五十九尺六寸、空洞内底面の大き三百三十九平方尺九三に達し、之を坪數に換算すれば九坪半の廣さとなり、試に日本風の疊敷とすれば六疊間三室餘の面積を有し、總計疊十九枚を敷き込むべし」と。ウイムソン株の名を得たるは、ウイムソン氏の宣傳によりて世に知られたるが爲めなり。附近に生ずる小杉の生樹の樹齡より推すに、該

第三十一圖版

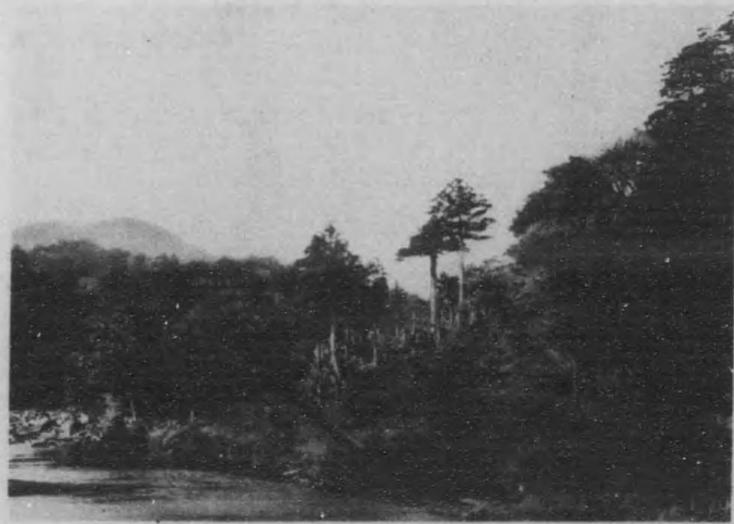


小杉谷御大體念遺林中に殘
れる准屋久杉・小杉・杉の稚樹

第三十二圖版

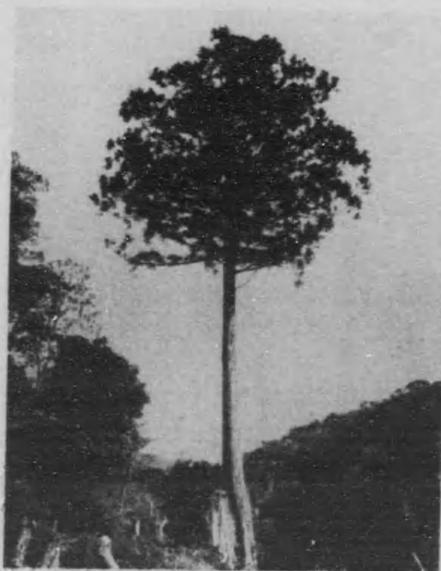


杉小の中林造念記禮大御谷杉小

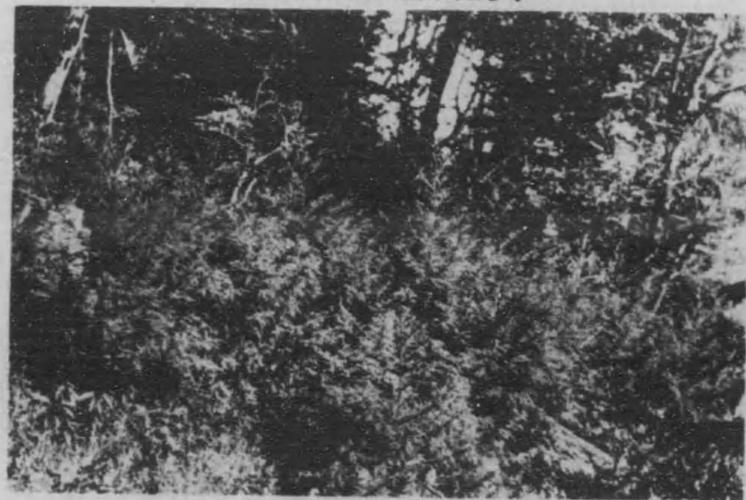


景るた見み部東の林造念記禮大御谷杉小りよ川房安

第三十三圖版



杉小の中林遺念記禮大御谷杉小



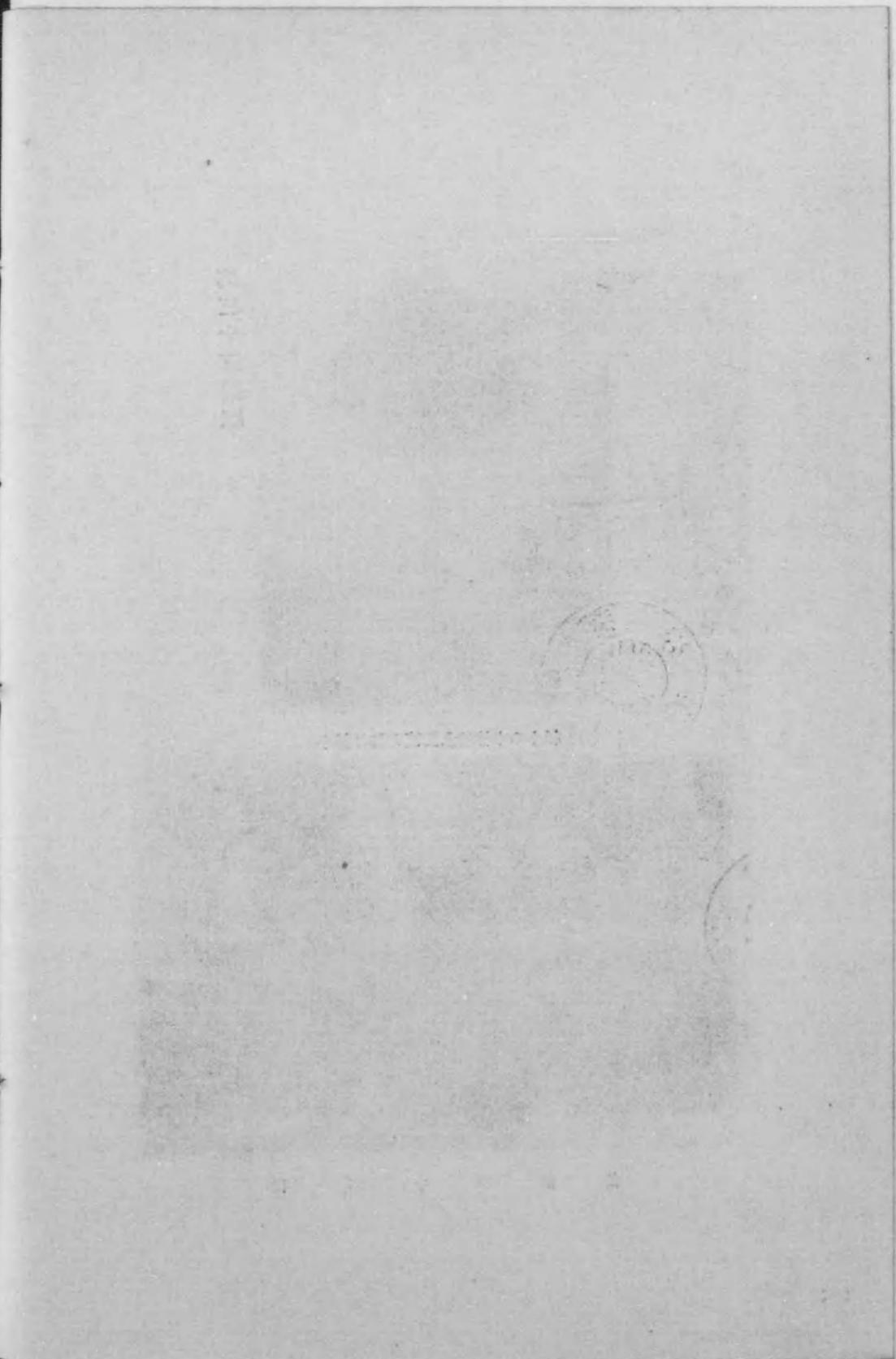
苗 種 の 中 上 同

第三十三圖版

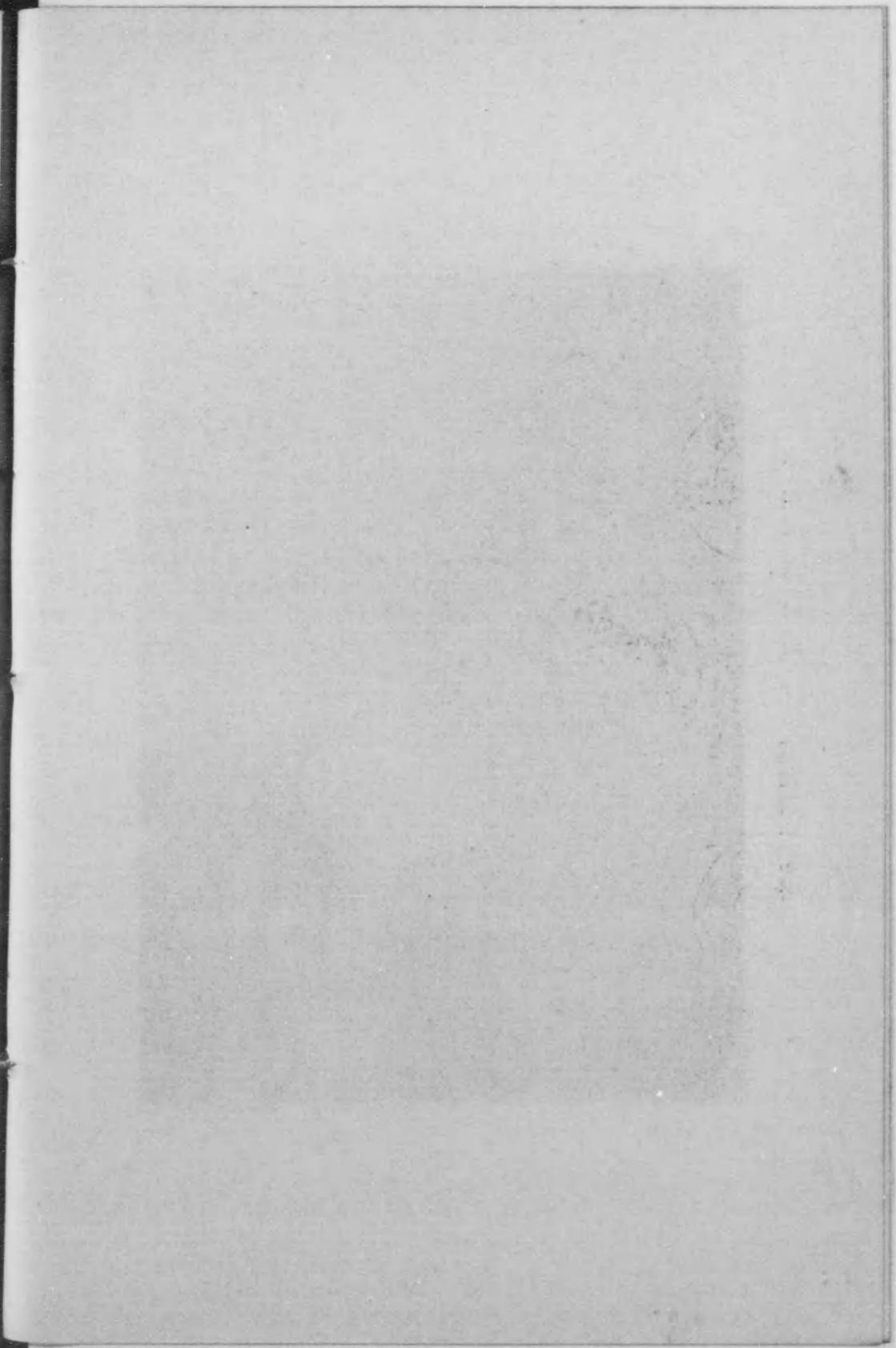
第三十三圖版



林杉小の谷杉小 版圖四十三第



株ハシ
ツルイカ
版圖五十三第



株の伐採は今より約百七十八年乃至二百年の間にあると思はる。此木の末梢が伐倒されたる折の位置を其儘に存するより推定して、樹高が約二十四五間ありたらんと想像せらるべしときく。屋久杉材の耐久性より考ふれば、今後幾百年も腐朽することなくして経過せん。

大轉倒木の一例(第三十六圖版参照)東二十五林班(太忠岳國有林のうち)内七百メートル以上の地點にあり。安房林道第四工區監督事務所より、三町ばかり舊安房道に入り込みたる所にして、轉倒木の切口の横徑一丈八寸、縦徑九尺以上(廣きところにて)。附近にたつ小杉は根際にて圍九尺七寸五分、胸高にて九尺二寸五分あり。樹齡二百年前後、緩傾斜の地にあり。溪流にのぞむ。此の轉倒木は材質よろしく、之より盤木を得たること多かりしと云ふ。樹齡は年輪より推算して約千年と思はる。なほ圓盤採取をなすに足る。

之よりなほ安房への舊道を進み、峯筋の保護林中に小杉の多き部分を越ゆれば荒川あり。少しく上れば安房川を隔て、愛子岳につゞく峯筋の下部七百メートルの地點に、「ジトンジの七尋まはり」として知らるゝ最大の轉倒木あり。安房よりは三里ほどの處なり。轉倒木の外面には雜木繁生して小山の如き觀あり。十尋もあらんかと思はるる内部の洞内には幾十人を容るべし。

此他に轉倒木の名あるものに大洞杉と稱するものあり。花江川より栗生へ下る道にあり。約千メー

トルの地點なり。幾つかに切りたるが残る。下部の徑一丈五六尺あり。今回は踏査の餘裕を得ざりしを遺憾とす。

五 天然紀念物として保存すべき植物並に保存の方法

前に述べたる如く、關西第一の高山を有する屋久島の植物區系は内地的にして、しかも熱帶性植物の分布するもの多く、且天然生のスギを始めとして固有植物を有すること亦少からず。全島が天然紀念物として充分なる價值を有すれば、屋久島國有林に現存する山林の全部と其他とを保存するは望まじきことなるも、諸般の事情は之を許さず。せめては本島植物分布の状態を窺ふに足るべき部分を保存したきものなり。然らば其地域を劃するに當りて、如何なる考慮を拂ふべきか、今試みに屋久島植物を天然紀念物たらしむる爲めに具備すべき條件をあげん。

- 一、屋久島植物の全班を示すに足るべき地域
- 1、屋久島植物の殆ど全種類を包有すること
- 2、植物生態上に於ける屋久島植物特殊の景觀を具備すること

○發生の特異なること

第三十六圖版



大轉倒木の遺株



第三十七圖版

株枯るせ生着の木樹

○他木に倚りて立つ奇なる生態を有すること(第三十七圖版参照、小杉谷より二十町石塚山千メートルの地點にある約一丈三尺餘の高さを有する枯株にヤマグルマ・リヤウブ・サカキ・サクラツツジ・ヒカゲツツジ等着生)

○樹木に着生する樹木の多きこと

○常緑潤葉樹帯以下に蔓本多く羊齒類繁茂すること

二、スギの天然生及び之を含む林相を保存するに足るべき地域竝に屋久杉と著名なる枯株・倒木。然るに鹿兒島大林區署は施業計畫書に於て、ほぼ同様の趣旨により保護林を設定し、又屋久杉全部を保護する方法を講せり。かくて各種屋久島植物の分布せる代表的土地と地勢とを主として考究し、同署の施業其他に障碍少き箇所を選定したるものは即ち保護林なり。之に關して施業原則に規定するところ左の如し。

一、保護林

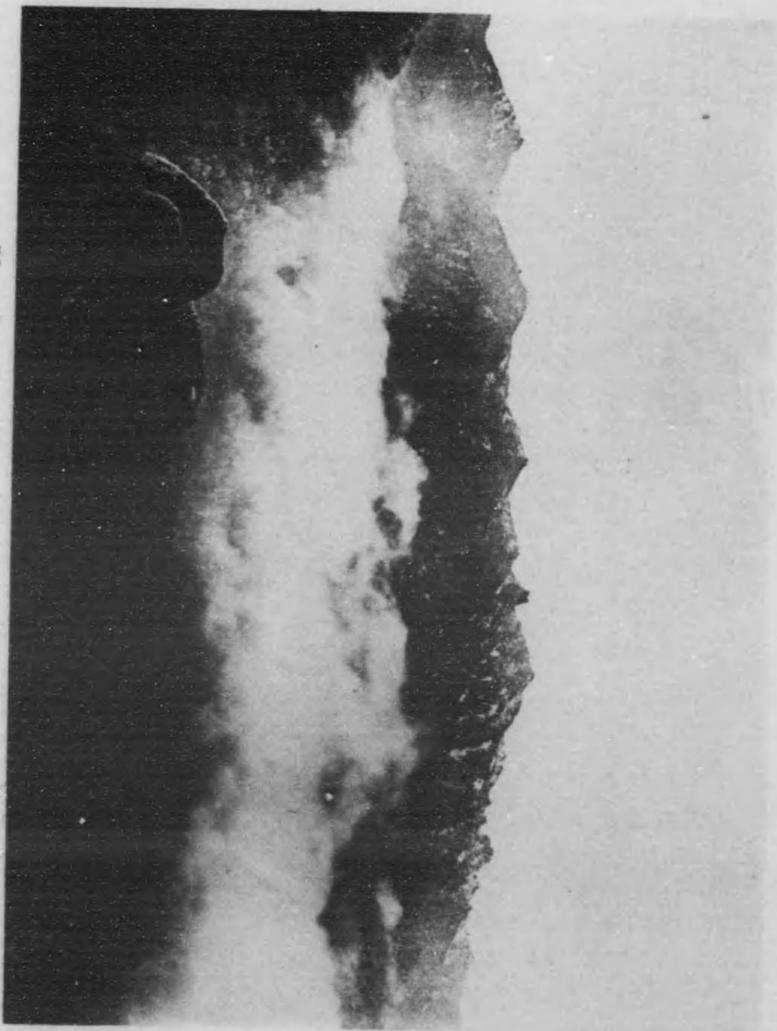
(イ)杉萎縮帯以上に位する部分及び可成植物帯の各部を縦貫して、裾野と此部分とを連絡する帶狀の區分を三方面に選定して、之を保護林とし天然の林相及び植物帶分布狀態を保存し、學術上の參考に供するものとす。

(ロ)保護林の取扱は一切の伐採及び採集を禁じ保護を嚴にするものとす。但し林道開鑿の爲め必要なる工事及び之に伴ふ障碍物除却、並に學術試験の爲め必要なる採伐を許容す。

(ニ)屋久杉は前項の區域外に存するものもありても、同様學術上参考の目的を以て之を保存する爲め、生立木・枯立木共に禁伐とす。但し伐採伐倒木轉倒木等は相當の利用の目的に供するものとす。

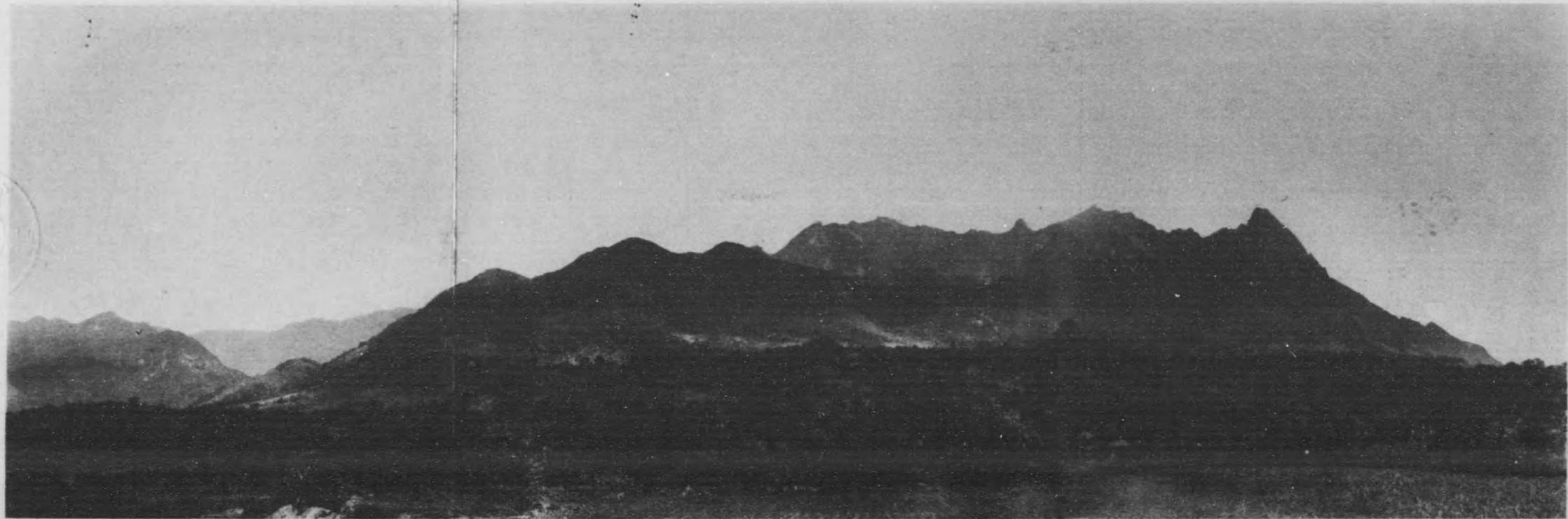
それ此の如きを以て屋久島天然紀念物の考察は、第一に保護林に對して行ふべきものなれば、全部に亘り巨細に踏査せんを望みたりしも、前述の如く冬期に際したれば充分實行する能はず、一部を通過するにすぎざりしも、以前の觀察を併せてほど保護林に於ける植物分布の梗概を知るを得たれば、之によりて先づ保護林を敘し、ついで天然紀念物の方面より愚見を述べべし。

保護林は宮之浦岳及び永田岳を有する中央高地帯の原野及び杉萎縮帶以上を中心とし(第三十八圖版參照、石塚山嶺にて寫す、白く見ゆるは雪、宮之浦岳の後に見ゆるは、永田岳連峯障子岳なり)水平距離二三千間長五千間。之より三本足をつくり、東は之につゞく峯筋即ち南事業區の東事業區境界に近き峯筋を通過し、アカマツを産する割石岳(第三十九圖版參照、峯筋の最左端にあるは本當岳、それにつゞくは割石岳、其の右にあるは破砂岳連派にてアカマツ・タカネゴエフを産する方面)を経て、タカ



版圖八十三第 宮之浦岳連嶺





尾 間 方 面 の 保 護 林 第 三 十 九 圖 版

ネゴエフを産する本富岳に止まる。西するは南北事業區の境界たる峯筋を通過し、川原岳のタカネゴエフを産する山腹を経て瀬切に至る。北するものは東帯黒味岳より石塚山太忠岳之につゞく峯筋を通過し(今回の踏査には二ヶ所之を横斷す)小杉谷の下にて安房川を越え、愛子岳にわたり、小瀬田海岸を距る十數町の國有林に終る。其の下は民有地にて多少樹木を有する狭き深き溪谷を以て、海邊にある下町國有保安林につゞくが故に、山林は殆ど山頂より海岸に連絡すること前述の如し。保護林として最適の地を選びたりといふべし。而して保護林の下限は標高百メートル以下にある此地(溪流は標高五六十メートルならん)を最低とす。保護林の狭きところは水平距離にて百五十間乃至二百間、廣きは五百間乃至千間に及び中央高地帶の如きは約一里あり。宮之浦岳より保護林下限に至る距離は尾間までは約四里、瀬切の方へは約三里半、黒味岳より小瀬田の方へは約四里あり。追て鹿兒島大林區署より歩道を穿たる、筈なり。保護林の總面積は三千二百四十四町(國有林四萬五百三十三町中)材木の蓄積百五十七萬二千七百石なり。屋久島保護林の範圍廣汎なりと云ふべし。

今保護林が植物に關して包含する内容につき約言すれば、第一に特殊植物を有する中央高地帶全部にわたり、第二、之につゞく三ツ足には、各帶の原生林若くは之に近き状態にある林相と、前述せる如き諸種の植物を有するのみならず、各足は特殊植物の分布する若干の地方を通過す。第三、かくて

保護林は標高によるスギの發生する全區域を占有し、且屋久杉及び小杉の多き所を通過す。されば保護林全部を天然紀念物となすとせば、屋久島植物の大概を網羅するのみならず、屋久杉及び其後繼者たる小杉を、或る地域に二重に保險することゝなるを以て、屋久島名物たるスギの自然生を保存するには充分なり。

然らば保護林が屋久島植物の天然紀念物を代表する上に於てなほ缺くる所なきか。大體につきて考察すれば、生態分布の上よりは、保護林が或生態に對し比較的不充分なる地形なるより來るものあるべく、且國有林以下にある原野村落若くは神社を圍繞する森林・海岸・林套・海濱植物等の中にあるものを逸するはいふまでもなし。又一方には分布が局部的なるより、保護林に含まれざる種類あり。此等の場合に於て補足すべきものゝ選定は、一面には特殊の植物群落につきて考究し、他方には特殊なる個々の植物を調査することによりて得らるべし。

先づ保護林外の國有林其他にありて、注意すべき植物の産地にして保存を要するものを擧ぐれば左の如し。

- アカマツ・タカネゴエフの産地 平内方面
- ツガ純林及びモミ・ツガ混淆林 太忠川上流方面

○ヤマザクラ一種の多き産地

櫻 仁 田

○ハゼノキの産地

永田方面及び栗生方面

○ガヂマルの産地

下屋久村

○リウガン(第四十圖版参照)下屋久村原小學校内栽培、之は島津齊彬公時代に植ゑたるもの、近時まで三本ありしも、學校増築の爲九年に其二を失ふ。

因に記す、此校地内には前には使君子の古株にて大なるものあり。其苗多く叢生せしも、今は古株に芽を生じたるもの一つを残すに止まる。

○ナタラレノキ・ヲガタマノキの大樹 上屋久村楠川地方

○モ ダ マ 安房川畔の溪谷

○巴 豆 宮之浦神社叢
安房川畔及び永田川畔

○タヌキアヤメ 下屋久村尾間及び安房川畔

○ヤッコサウ 永田地方

此等に對してはなほ充分の精査を遂ぐべきものなるや言を俟たず。
此外にもイブキビヤクシン・アサマツゲにつきて最も代表的なる産地が、保護林に含まるゝや否やを

調査することも必要ならん。此等の保存は畢竟するに、之を含む林相の保存に歸着す（栽培植物を除きて）。林政当局者にも、保護林以外にある特殊の林相を保護する意嚮ありと察せらるれば、天然紀念物として貴重なるものならんには、之が保存に關して該當局者の理解を得らるべしと思はる。

屋久島植物の生態分布につき、保護林中に稍、不備を感じるは、常緑闊葉樹帯下部の溪谷にて、沿海性の林木に富み羊齒類蘭科植物の繁茂せる好適の場所を逸したらんかと思はることなり。之はなほ保護林の各方面を踏査したる後ならでは斷じがたきも、畢竟するに國有林利用の見地より、保護林に大溪谷を含まざるによるなり。余は曾て宮之浦川溪谷の一部を通過し、今回はハシカンの分布によりて注意をひける安房川溪谷を踏査して、其大概を知るを得たるが、此等は一體に植物の種類に富み、蔓木の成長甚だよろしく、注意すべき幾多の羊齒の懸崖に生ずるを常とす。又尾間方面にては垂直分布に於ける沿海熱帯性植物の上限が、北よりも標高一二百メートルを増し、又發育の度を異にする事實を観察せり。永田川栗生川及び東部諸川の溪谷を踏査せば、なほ種々の觀察を遂ぐるを得べし。此等は制限地の適用を林政当局者に望み、又天然紀念物方面より保存の道を講じたきものなり。安房川溪谷は既に林道を通じ、他の諸川も斫伐の進むに従ひ次第に林道を穿たんとす。之により林相の破壊は止むを得ずとするも、注意すべき植物を失ふて凡化するとは頗る遺憾なり。今に於て考慮すべき問題なる

第四十圖版



原小學校の龍眼樹



石塚山中央高地の保護林

べし。

村落、もしくは神社を圍繞する森林、或は海岸林套には、特殊の林樹或は蔓木の發達するにより或は生態分布の上より考察して、保存を要するものあり。良好なる箇所を擇擇するを要す。此等は方面を異にするにより氣候の差異等あり。植物の種類と林相とを異にすべければ、之がため遍く各地を踏査するを要す。而して多くは防風林若くは潮害防備林として、國有保安林たるが故に保存し易し。又保安林たらざる所ありとするも、かかる地域に於ける森林の必要は殆ど絶對的のものなれば、之が保存に關しては部落民の理解を求め易かるべし、されど宮之浦海岸に於ける社叢の失はれ、湯泊の海濱近くありしナンテンカヅラの全滅したる事實あれば油斷すべきにあらず。相當の考慮を拂ふて之が手續をなすべきものなり。保存を要する箇所につきては、全局の踏査を経ざれば悉く之を斷じがたきも、小瀬田の村落をめぐる森林にして、神社の社叢たり、海岸林套を兼ねる下町國有保安林（五町六畝二十一步）、榑川神社の社叢の如きは、充分に保存すべき價值あるものなり、一般に低地に於ける獨立木又は蔓木の發達は、人爲の障礙に逢ふて充分に遂ぐることを得ざれど、一旦かゝる森林に入れば其發達に一驚を喫すべし。下町國有保安林は女川口にのぞみ、其溪谷十町餘を廻れば、保護林に接續すること前に述ぶるが如く、此の保安林に溪谷の兩側若干の民地を加へて保護林につゞけ、之を天然

紀念物とするに於ては山林は山頂より海岸までつき、海岸の亞熱帯林より内部温帯林までを包含するを得べし。此の如き山林は本邦西南の諸地屋久島を除きては、殆ど望むを得られざるものにて、本島にても林相完全に連続するは、稀有のことに屬すれば(保護林の尾間方面瀬切方面にては望まれます)學界の爲め考量を加ふべきものなることを信ず。粟生川口の海濱植物群落は保存の價値ある尤物たることは前述の如し。

此の如くして余は屋久島植物の種類生態及び各種の林相を、天然紀念物中に網羅せんことを欲す。最後に考慮すべき事は、屋久杉全部を天然紀念物たらしむることなり。實際に於て今日に現存する屋久杉中には、胸高の周三四丈に達し、内地にて保存せらるゝ杉の大木に比すべきもの少からず。而して現存する屋久杉中最大なりと思はるゝ巨樹の所在すら、林政當局者にも判明せざる今日なれば、一時に悉皆之を調査し選擇して、天然紀念物たらしむるが如きは不可能なれば、先づ林政當局者の認むる屋久杉全部を、天然紀念物たらしむる様指定の方針を定め置き、其巨大なるものより次第に調査して之を登録するを可なりとす。今後林政當局者に於ては、一般の林木に對して調査の歩を進むべければ、天然紀念物調査も之と併行するを可なりとす。又かつて伐採せられたる巨株及び轉倒木伐倒木の有名なるものも、之を天然紀念物として考究すべきものなりと思ふ。

此の報告書を終るにのぞみ、昨冬調査の折鹿兒島縣より同行せられて調査を共にし、撮影を擔當せられ美事なる寫眞を此報告書中に挿入することを得しめたる縣立鹿屋農學校教諭日野富三郎氏、同道して調査を助けられたる森林主事瀬戸口直次氏、諸般の便宜と指導とを與へられたる鹿兒島大林區署長内藤確介氏、同技師池部祐吉氏、朝倉隆造氏、屋久島小林區署長早川正文氏、同署森林主事瀬戸口直次氏、川井田清吉氏、高妻岩雄氏、かつて余に屋久島植物採集及び調査をなさしめたる鹿兒島縣及び鹿兒島大林區署、余と同行採集を共にし、或は研究材料を供給せられたる春田實信氏に對し、感謝の意を表すると共に又かつて親しく彼地に渡航して採集をつとめられ、屋久島植物に關する知識を我等に與へられたる我師牧野富太郎氏、同氏に隨行して採集したる若干の腊葉標本と記録とを與へられたる中野與右衛門氏及び落合盛吉氏、又かつて縣より出張して採集したる腊葉と記録とを我等に示されたる長尾巧氏及び山口鎌次氏、採集標本を示されたる吉井義次氏、採集目録を示されたる河越重記氏の好意を感謝す。

上屋久村大字小瀬田下町國有保安林

地形 面積五町六畝二十一歩、海岸線に沿ふて東西に長く南北に短し。南は道路を以て、東は女川を以て界とし、西は大平民有地に接し、一部は狭き带状の海岸林を以て小瀬田部落を圍繞す。而して上町國有林即ち部落の東より南を包む森林とは、道路を隔て、西南隅にてつゞく。

天然紀念物としての價値 瞥見する所によりて之を述べれば、

一、森林を構成する樹木は屋久島北部に於ける低地の樹林として代表的のものなり。

喬木性木本三十二種

常緑樹二十五種 ツブラシビ・タブノキ・アカウ・アデク・シマイヌツゲ(圍四尺五寸)・フカノ

キ・セウベンノキ・マテバジヒ(胸高にて圍二丈内外)・カウチニクケイ・ハマビハ等を含む。

落葉樹七種 ハマセンダン・ハビノキを含む。

蔓木二十一種 ハカマカヅラ(圍二尺五寸)・ナシカヅラ・ハマニンドウ・サダカヅラ?・ツル

クチナシ・シタキサウ・フウトウカヅラ・テリハツルウメモドキ・シラタマカヅラ・オホイタ

ビ・サクララン・サツマサンキライ等を含む。

外に西北の一部にはタイミンチク叢發達し、女川の岸にはダンチク繁生す。

二、蔓木多く且よく發達す。

三、強き潮風に曝さるゝが故に海岸林套はよく發達す。前に記載したるは此地を例としたるものなり。

四、林樹蔓木繁茂して日光を遮斷するを以て下生の灌木下草少きも、周圍に沿ふて此の地方普通の羊齒類蘭科植物其他の草本あり。

五、前に述ぶる如く保護林の下限とは十町許(標高にて約五十メートルの差)にて、小溪流を以て接續す。

上屋久村楠川神社の社叢 林樹蔓木の發育は下町保安林にまさる。樹木の種類につき充分調査を遂げたるものにあらざるも、注意をひきたる喬木性木本は約二十種あり(内落葉樹四種)。其中最大なるはヲガタマノキ(俗名ウスギ)にして、根際一丈二尺八寸、胸高にて圍一丈一尺、高さ目測九間、此種類にては此地方第一の大樹なりと。他にも境内には此木の稍、大なるもの二あり。ついで大なるはタブノキ・アカウ・クロマツ・ヤブニクケイ(圍七尺五寸之につゞくもの二あり)・フカノキ・サンゴジユ・ヤブツバキ・モクタチバナ(圍三尺一寸)・セウベンノキ(圍二尺六寸)。いづれもやがて極度の發育

を遂ぐべし。

備考 前岳下部より裾野にかけて散在するナタハジキもウスギの名を以て呼ばる。

下木にはルリミノキ一種あり。ヤツデ僅に存す。小灌木の種類はやゝ多し。

下草にはリウビンタイ・シロヤマシダ其他普通の羊齒類・クワズイモ・アラノクマタケラン・エビネ一種・ヤクシマシユスラン・モロコシサウ等種類やゝ多し。

樹幹にはオホタニワタリ・シマシラン・シシラン等着生し、之に攀縁する蔓木の注意をひけるもの十四種を數ふ。其内大なるものにはナシカヅラ・サダカヅラの圍各八寸なると、ウドカヅラの圍七寸五分なるとあり。よく繁殖す。ナシカヅラの果實はよく熟して試食することを得たり。味酸甘なり。ツルクチナシ・シラタマカヅラ・サカキカヅラ・フウトウカヅラついで大なり。

安房川筋のモダマ 夙に學界に知らるるモダマの産地なるが、安房川の對岸、道路の下手にあたる溪谷の杉林中にあり。發生の地域はやゝせばめられたる感あるもなほ二三畝に廣がり、産地が杉の林中なるが故に幾回か伐採の厄を蒙りたるならんも、なほよく繁生せり。杉林は多く平坦なれど、其一部道路に接して約二十五度の傾斜地あり。之モダマ發生の地域にして二三畝中に十株以上散在す。其内大なるもの二個東部にあり。相離るゝこと三間。其材は近年植物採集家の爲めに切斷せらる。一は根

際の圍六寸餘、之につける三枝中の大なるものは圍四寸五分あり。之に數枝を出す。他は圍一寸五分二枝出づ。其他はいづれも之に劣れる若木なり。モダマの大株と小株若干を存する地域には、石塊多くして所有者之を利用せず。其中にある杉は數株に止まる。之を天然紀念物として保存するとせば、所有者の同意を得易かるべし。

参考の爲め杉林中にある植物につきて述べんに、此地が溪谷なるが故に其の種類に富み喬木性のものにはヘゴの外に三十五種あり。暖地沿海性の植物の中に、ヤマモガシ・アラガシ・アマギ・バクチノキ・巴豆・クロガネモチ・ヤマビハ・コバンモチ・蒲桃・タイミンタチバナ・トキハガキ・カンサブラフノキ等の溪谷にある分子を含み、又アラモジ・ウラジロエノキ(逸出)を見る。灌木性木本の中にも同様にシマコンテリギョウ・ヤマヒハツ・ハシカン・ミヤマアタチ・シマイヅセンリヨウ・リウキウアラキ・ギョクシンクワ・ルリミノキ一種等の種類あり。ハシカンの一坪以上群生するところあり。下草も亦種類に富む。オホアマクサシダ・ヒロハノコギリシダ・エダウチチヂミザサ等注意をひく。蔓木十五種を數ふ。ウドカヅラ多し。

屋久島の氣候參考資料 (屋久島^北東^南事業區施業方針書中の一節)

位置及び潮流の關係上海洋的氣候とも云ふを得べく氣溫概して高く寒著の差比較的著しからず。山麓に於ては氣候極めて溫暖にして霜雪を見ることなきも森林地帯に入るに従ひ氣溫漸次低下し奥岳上部にありては冬季三四尺の積雪あり殊に著しきは降水量にして四時共に雨多く島中を通じて比較的小量なりと見做し得べき海岸に於てすら年平均三千耗(海拔約三千尺の小杉谷に於ける自五月至十月降水量五千耗あり)を下らざる狀況にあれば山中に於ける雨量の如何に多きかを想像し得べし。春より夏に至る間は概して東風又は東南風多く秋冬の候に至れば主として北西風多きにより北半と南半とは季節により雨量に差あり。

本島に於ては上屋久村永田燈台に於て氣象の觀測をなせる外下屋久村尾ノ間に於て降水量の觀測をなせしも近時之を廢止せり。共に海岸に於ける觀測にして山中の狀況は僅かに小杉谷斫伐事務所に於ける觀測により十年五月以降の氣溫降水量を知り得るのみにして各方面に亘り詳細に知り得ざるは甚だ遺憾なり。

今本島に於ける氣象の一斑を表示すれば次の如し(種子ヶ島及び鹿兒島の觀測を附記す。)

(一) 永田 月別平均氣溫表 (攝氏)

年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年	西ノ表全年	鹿兒島全年
大正五年	一四・四	一二・九	一二・三	一九・二	二二・一	二六・九	二八・八	二八・五	二七・五	二二・八	九・四	一五・一	二〇・九	一〇・〇	一九・四
大正六年	九・七	一〇・四	一三・八	一七・八	一九・九	二四・二	二九・一	二八・七	二七・五	二二・七	一五・九	一一・二	一九・二	一八・九	一七・四
大正七年	九・四	一一・六	一四・四	一七・九	二〇・五	二三・九	二七・七	二七・八	二五・七	二二・七	一八・二	一四・九	一九・五	一九・五	一七・九
大正八年	一一・二	一三・三	一七・二	一八・七	二一・七	二三・六	二八・二	二八・一	二五・六	二二・六	一八・〇	一三・二	二〇・一	一九・七	一八・六
大正九年	一一・六	一一・〇	一五・七	一八・七	二一・〇	二四・七	二八・三	二八・二	二七・一	二三・四	一九・七	一五・三	二〇・五	二〇・一	一九・〇
平均	一一・五	一二・〇	一四・七	一八・四	二一・〇	二四・七	二八・四	二八・三	二六・七	二二・四	一八・二	一三・九	二〇・〇	一九・六	一八・五

(二) 永田 月別最高最低気温表 (攝氏)

月次	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	全年	西ノ表全年	鹿兒島全年
最高	27.5	27.5	27.5	27.5	27.5	27.5	27.5	27.5	27.5	27.5	27.5	27.5	27.5	27.5	27.5
最低	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5

六年に於ける観測なし

永田に於ける気温差三四、三にして西ノ表に於ける三六、九 鹿兒島に於ける四〇、一に比し遙かに少きを知る可し

附 永田 初霜、霰、雪、期節表

年次	霜 終初	霰 終初	雪 終初
大正五年	二月十四日	二月廿三日	
大正六年	一月四日	二月廿一日	
大正七年	六年十二月廿六日	二月十八日	
大正八年	一月三日	二月五日	
大正九年	八年十二月廿九日	一月十四日	

備考

(三) 永田ノ月別降水量表 (耗) ?あるものは疑はしきもの

七年九月以降尾ノ間の調査せるものなし

月次	地名	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	平均
一月	尾永	九五・二	一五五・五	二五七・七	四三・三	二〇〇・四	二〇三・四
二月	尾永	一一一・六	二八・三	五・六	一五五・三	一八五・一	一六六・三
三月	尾永	二二六・一	一四七・〇	八〇・三	一五五・三	一八五・一	一六六・三
四月	尾永	二八二・八	三三・五	七六・五	一五五・三	一八五・一	一六六・三
五月	尾永	一八四・七	一三三・一	二二五・三	二六四・〇	一六六・三	一八五・一
六月	尾永	二七・五	二八・七	五三・〇	一六八・八	二七・五	二八八・一
七月	尾永	四六・〇	八五・五	一三三・二	一三三・二	一四三・八	二二九・二
八月	尾永	二八七・七	二二・〇	三三・九	一三三・二	一四三・八	二二九・二
九月	尾永	四六・〇	六二・九	五三・〇	一三三・二	一四三・八	二二九・二
十月	尾永	二四・四	八七・〇	三三・九	一三三・二	一四三・八	二二九・二
十一月	尾永	三三・七	二七・七	七四・二	一三三・二	一四三・八	二二九・二
十二月	尾永	三三・九	二九・六	二六・二	一三三・二	一四三・八	二二九・二
全年	尾永	三三・九	二九・六	二六・二	一三三・二	一四三・八	二二九・二
	鹿兒島	一八六・七	一、九六・七	二、三六・〇	二、三〇・八	二、三五・〇	二、三三・八

平均降水量 西ノ表と七一三耗 鹿兒島と一、二二〇耗の差あるより見るも常に雨量の多きことを知り得べし

月次	地名	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	平均
一月	尾永	二二四・五	二二〇・二	二〇・〇	六一・三	三七一・七	三七一・七
二月	尾永	二七四・六	二〇・〇	三・〇	六一・三	三七一・七	三七一・七
三月	尾永	九七・〇	〇・〇	?	六一・三	三七一・七	三七一・七
四月	尾永	七四・六	〇・〇	?	六一・三	三七一・七	三七一・七
五月	尾永	三三・八	一三・五	八四・〇	七二・五	七二・五	七二・五
六月	尾永	三三・八	一三・五	八四・〇	七二・五	七二・五	七二・五
七月	尾永	三三・八	一三・五	八四・〇	七二・五	七二・五	七二・五
八月	尾永	三三・八	一三・五	八四・〇	七二・五	七二・五	七二・五
九月	尾永	三三・八	一三・五	八四・〇	七二・五	七二・五	七二・五
十月	尾永	三三・八	一三・五	八四・〇	七二・五	七二・五	七二・五
十一月	尾永	三三・八	一三・五	八四・〇	七二・五	七二・五	七二・五
十二月	尾永	三三・八	一三・五	八四・〇	七二・五	七二・五	七二・五
全年	尾永	三三・八	一三・五	八四・〇	七二・五	七二・五	七二・五
	鹿兒島	一八六・七	一、九六・七	二、三六・〇	二、三〇・八	二、三五・〇	二、三三・八

(四) 尾ノ間二十四時間内に於ける最多降水量表(耗)

月次	地名	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	備考
一月	尾永	二二四・五	二二〇・二	二〇・〇	六一・三	三七一・七	七年九月以降尾の間の調査せるものなし
二月	尾永	二七四・六	二〇・〇	三・〇	六一・三	三七一・七	七年九月以降尾の間の調査せるものなし
三月	尾永	九七・〇	〇・〇	?	六一・三	三七一・七	七年九月以降尾の間の調査せるものなし
四月	尾永	七四・六	〇・〇	?	六一・三	三七一・七	七年九月以降尾の間の調査せるものなし
五月	尾永	三三・八	一三・五	八四・〇	七二・五	七二・五	あるは疑しきもの
六月	尾永	三三・八	一三・五	八四・〇	七二・五	七二・五	あるは疑しきもの
七月	尾永	三三・八	一三・五	八四・〇	七二・五	七二・五	あるは疑しきもの
八月	尾永	三三・八	一三・五	八四・〇	七二・五	七二・五	あるは疑しきもの
九月	尾永	三三・八	一三・五	八四・〇	七二・五	七二・五	あるは疑しきもの
十月	尾永	三三・八	一三・五	八四・〇	七二・五	七二・五	あるは疑しきもの
十一月	尾永	三三・八	一三・五	八四・〇	七二・五	七二・五	あるは疑しきもの
十二月	尾永	三三・八	一三・五	八四・〇	七二・五	七二・五	あるは疑しきもの
全年	尾永	三三・八	一三・五	八四・〇	七二・五	七二・五	あるは疑しきもの
	鹿兒島	一八六・七	一、九六・七	二、三六・〇	二、三〇・八	二、三五・〇	あるは疑しきもの

全	十	十	十	九	八	七	六	五	四	三	二
年	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
鹿	西尾永	尾永	尾永	尾永	尾永	尾永	尾永	尾永	尾永	尾永	尾永
兒	ノノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
島	表間田	間田	間田	間田	間田	間田	間田	間田	間田	間田	間田
一六八	四五八	一七四	一四五	一〇一	二〇七	五五	八八	三四	三二	二八	一八
一九	二〇	二	一	一	一	一	二	?	?	一	一
一八	一七	一八	一七	一六	二〇	〇八	〇六	七九	三一	〇四	八七
二〇	一七	二	一	一	一	一	二	二	九	一	一
七	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一
一八	一五	一八	一四	一六	一五	一四	一四	一三	一三	一三	一六

一四八
七年九月以降尾の間の観測せるもの

右に依れば年平均降水日数は鹿兒島と同一にして西ノ表より僅かに多きも降水量には著しき差あるより見る時は豪雨回数多きことを知り得べし

明治神宮外苑内のヒトツバタゴ調査報告 (大正十二年七月)

史蹟名勝天然紀念物調査會委員

理學博士 白井光太郎

明治神宮外苑内のヒトツバタゴ

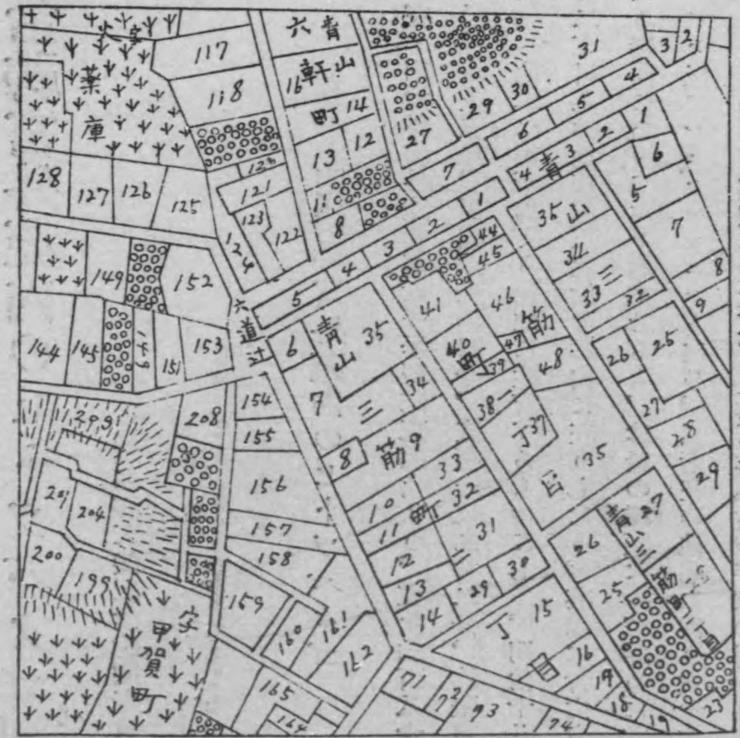
所在 明治神宮外苑北部女子學習院東北角より、東北約百八十四間の處にあり。樹高三十四尺、枝下八尺、地上五尺、周圍六尺〇四分、直徑一尺九寸二分、枝張東西三十六尺六寸、南北三十七尺二寸

來歴 此木は維新前より此地に生育するものにして、明治十八年青山練兵場設置の際は、舊青山三筋町二丁目八番地萩原三之助の邸内に在りしなり。其地は青山六道辻の附近にして、此木は路傍に沿ひたる構内にありて年々開花せるも、珍稀の種類なるが爲めに其名を知る者なく、人呼んでナンジャモンジャ又アンニヤモンニヤと曰ひ、又所在の地名に因り之を六道木と稱せり。練兵場設置後も幸に伐滅せられずして、明治二十六年に及びしが、當時根株の封土崩壊し大根を露出し、其儘放置すれば枯

第四十一圖版



(む望りよ方東)ゴタバツトヒの内苑外宮神治明



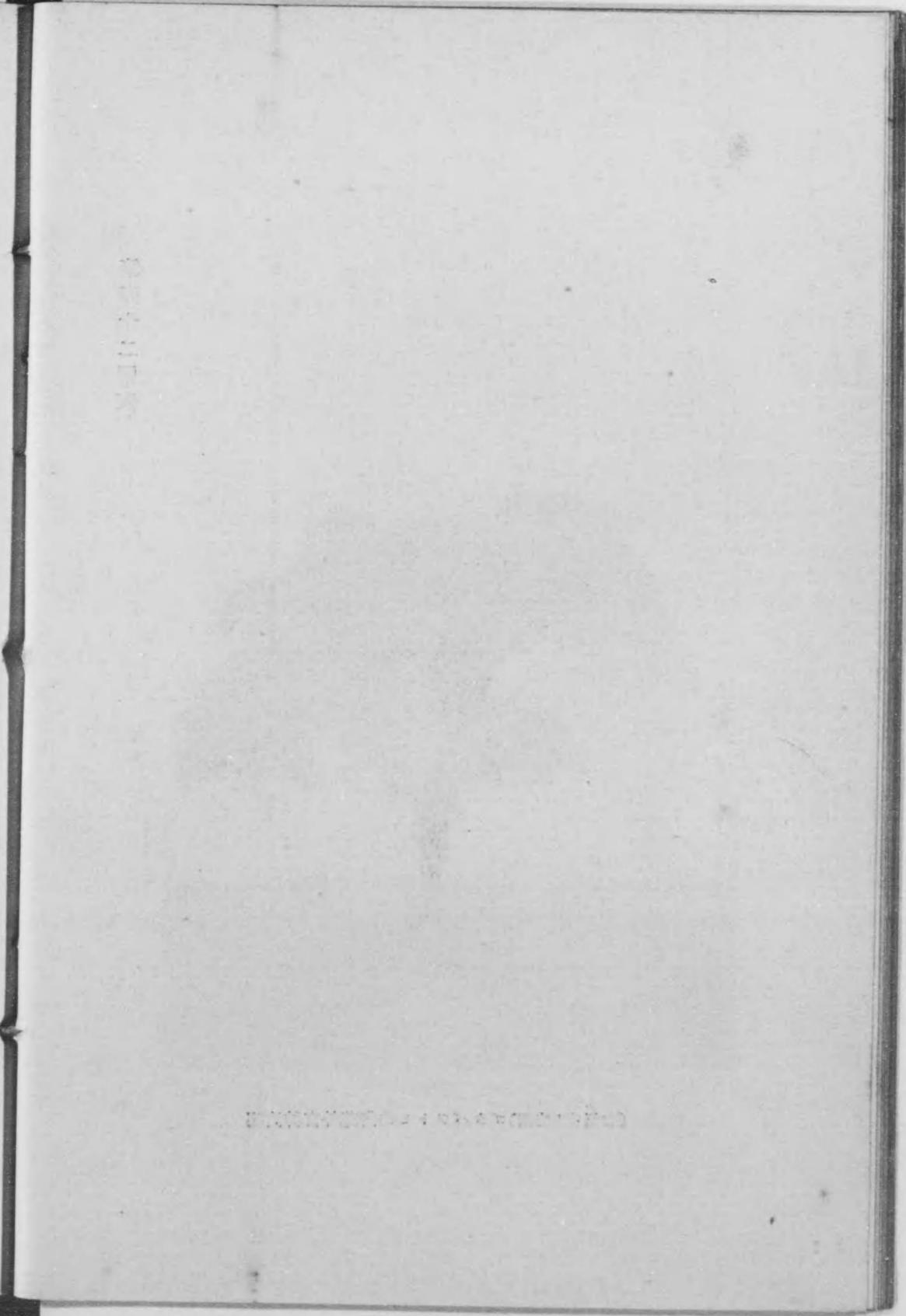
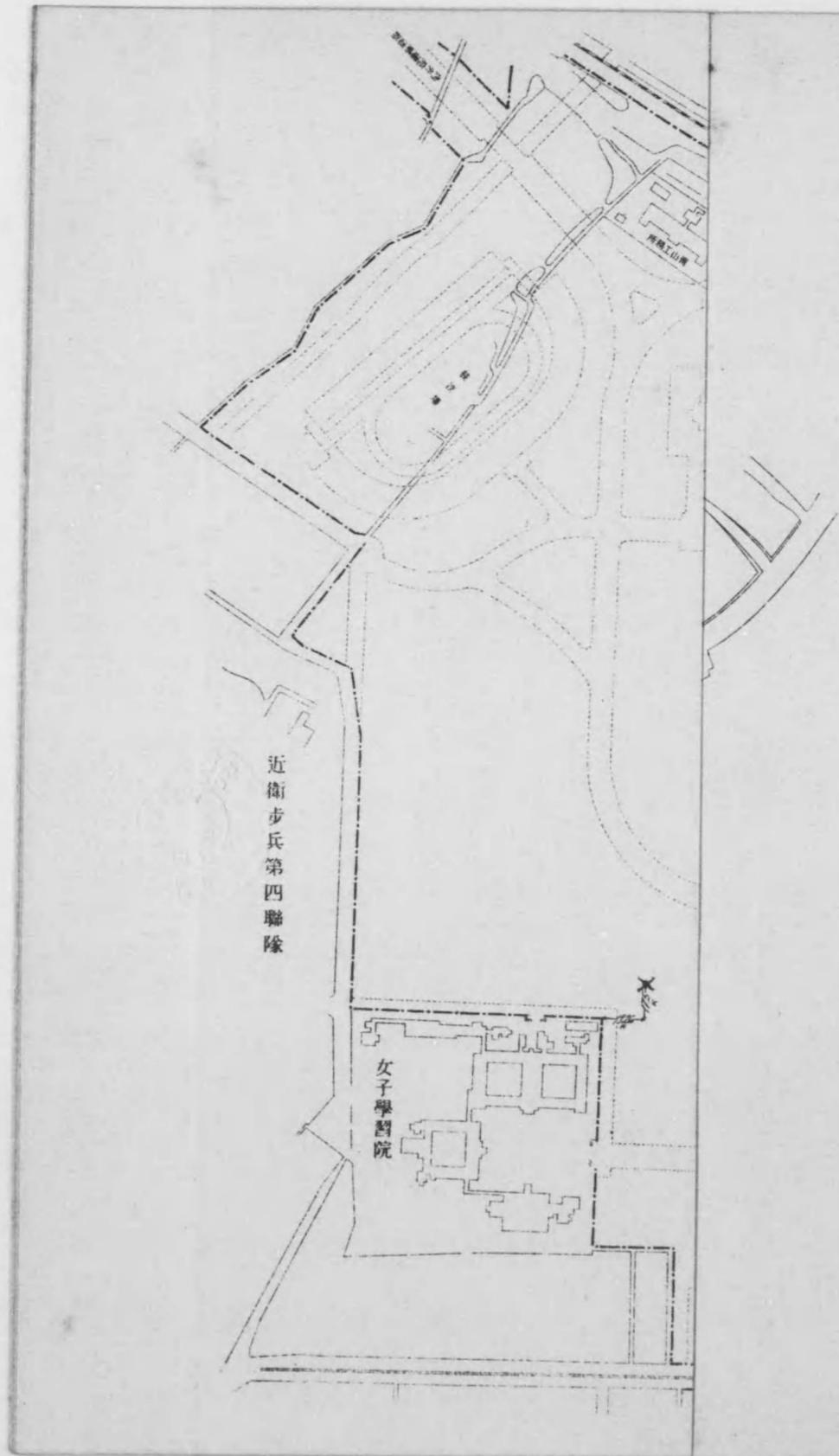
旧赤坂区青山三筋町三丁目八番地ヒトツバノ一所在位置

死の惧ありしより、小生より名木保護願書を時の陸軍大臣寺内正毅閣下に呈出せしに、幸にも願意を採納せられ、根株の封土を復舊し、更に翠色を呈するに至れり。其後明治四十一年青山練兵場が、日本大博覧會の敷地と定められし際、總裁伏見宮殿下敷地御見分のことあり、此木を上覽あり。其由來を御尋ありしと承りしが、其後此木の寫眞を添えて説明書を呈出する事となり、金子博覧會長閣下より、小生へ右説明書差出方を命せられし故、早速説明書を提出せしに、

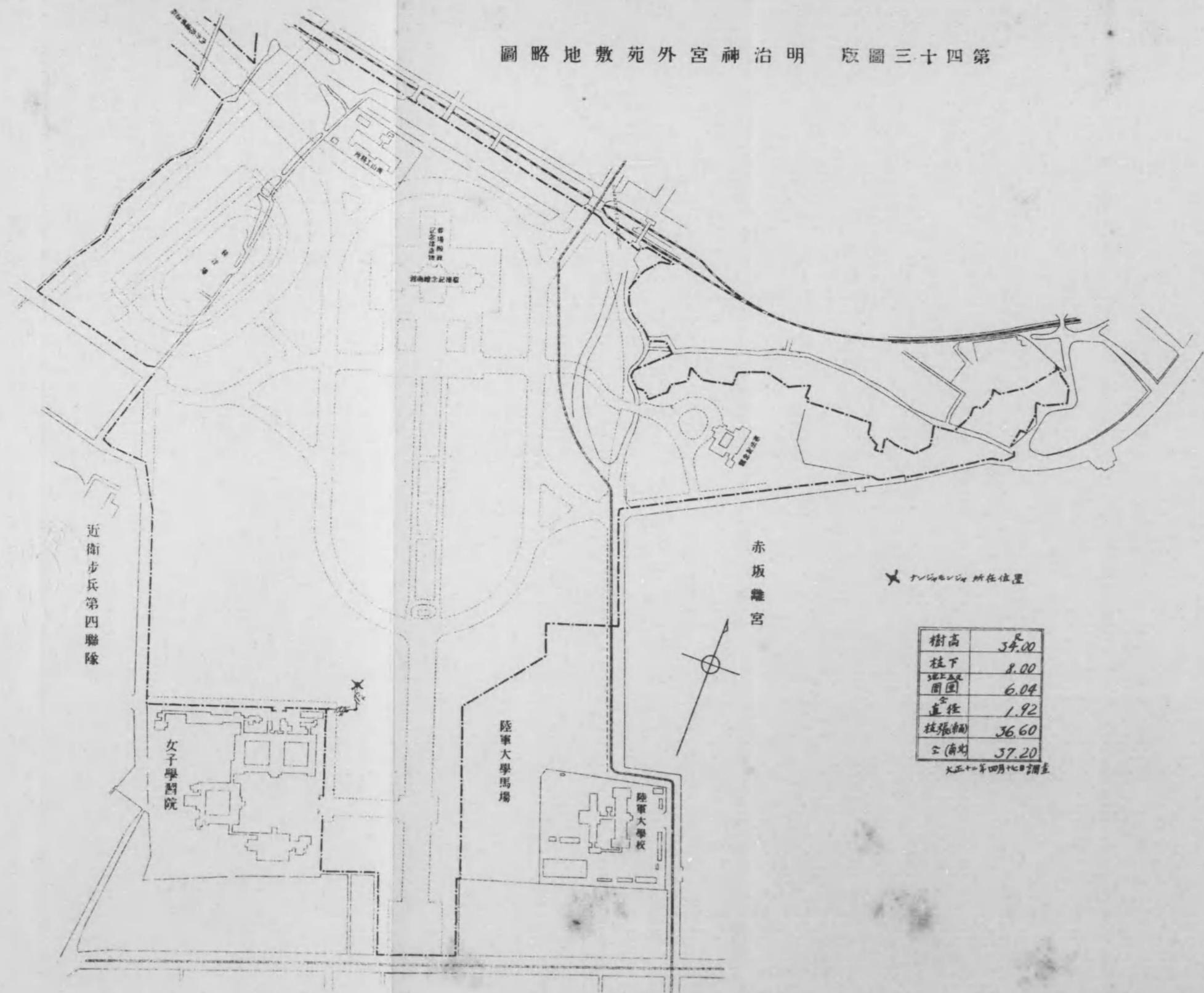
第四十二圖版



(む望りよ方西)ゴタバットヒの内苑外宮神治明



圖略地敷苑外宮神治明 版圖三十四第



樹高	34.00
柱下	8.00
周圍	6.04
直徑	1.92
柱張幅	36.60
二(角)	37.20

大正十一年四月七日測量

一月十七日附の書状を以て金子會長より右説明書は其寫二本を調製し、一本は天皇陛下の御手許に奉呈して、乙夜の覽に供し、一本は本會總裁官殿下の御覽に供し置候との、趣を通知せられたり。不肖區々の微衷、明治天皇陛下の宸聽に達したるは、恐懼措く所を知らざる所にして、亦尙に大光榮とせし所なり。依て當時提出の説明書の草稿を謹寫し參考に供すべし。

舊青山練兵場内所生ヒトツバタゴに就ての説明書

此木は舊青山練兵場中央より少しく陸軍大學校の方へ偏りたる所にありまして近頃大博覽會事務所より立派なる木柵を新設せられましたるにより遠方より望みましても容易に其所在を知る事が出来ずる其以前には陸軍省より木柵を繞らされて人馬の蹂躪するを防がれておりました此木柵は明治三十二年六月中小官が陸軍中央幼年學校兼務中同校教頭牧瀬五一郎の手を経まして陸軍大臣へ宛て名木保護願と云ふ一通の願書を差出したるより出来ましたるもので御座りまして其時差出したる願書は左の如きもので御座いました

青山練兵場内所生名木ヒトツバタゴの保護願

一、ヒトツバタゴ(俚俗ナンジャモンジャ
又六道木と稱するもの)一株別に腊葉腊花 立木現狀見取圖 石柵設計圖添

右は舊青山窪町附近六道の辻と稱する地の一民家の門内に生育せしものに有之候處明治十八年頃青

山練兵場御新設の際當時の所有主萩原三之助なる者より金十八圓にて御買上げに相成り人家取拂ひ後も其儘御差置にて今尙生存致居候ものに有之候右ヒトツバタゴは頗る珍奇の樹種なるを以て俚俗之を六道木又はナンジャモンジャと呼び其正名を知る者絶て無之候處近年に至り植物家の鑑定により初めてヒトツバタゴと稱する樹種にして木犀科に屬し支那甘肅北京等に産し我臺灣にも産するものたるを知るに至りたる次第に有之候尤も我國内地にても八、九、十年以前尾州の某山中にて之を採集せしもの有之候得共爾後遍く之を搜索致候處今日に至る迄他所に於て之を目撃せる者無之より考候ても此木の稀有なる事を知り申候然るに右樹木御買上の當時は樹の根本小山狀を成し居り候處追々年月を経るに及び土崩れ根露れ昨今に至りては殆ど平地と一様になり此儘に御差置相成候はば數年を経ずして斯る名木も遂に枯死の禍を免れざるは明かに有之實に惜む可きの至りと存候此木は五月頃白花を開く事恰も雪を被れるが如く遠方より望むも容易に其木たるを認定致され候又花に香氣ありて頗る觀賞するに足るもの有之候只今恰も開花中に有之候に付御見分の上何卒適當の保護御施行相成候様願上候右に付學問上の利益は第一珍稀の植物を目撃し且研究材料を得る便利あること第二六道辻の遺跡を知るに便なることに有るかと被存候 謹言

當時は日露戰爭の始まりました時で陸軍省は至極多忙の時にも拘らず早速願意を開き届けられ保護

の木柵を設けられましたるは窃に感激に堪へざる次第で御座りました私の願書には石柵を設けらるゝ様願ひましたが右丈は叶ひませんでした右の願書に記載致しましたる通り此木は甚珍稀の種類で御座ります此ヒトツバタゴと云ふ名を附けましたのは水谷豊文と申す人で此の人は尾州の藩士で有名な本草家で御座ります此人が今より九十餘年前に尾州の二の宮山中で此木の多く生ずるを檢出しました珍稀の種類なる事を認めまして之を家園に移植し其花形の秦皮(トネリ)に似て其葉の單葉なる所よりして此にヒトツバタゴの新名を附せしと申します(此等の事は理學博士伊藤篤太郎編多識會誌に見えて居ります)此青山に御座ります木は何人が何處から移植しましたるか詳で御座りませぬが多分當時江戸の本草家が水谷氏家園のものを傳植致したものと存じます

此木は日本の内地にては稀有の種類で御座りますが海外にありましては支那の北部地方より寧波福州邊まで分布致し居ると申す事で御座ります又我臺灣にも産するとの事なれども臺灣の何處に産するかは分つて居りません又近頃農科大學の學生が韓國より採集し來りたる樹木の腊葉中に此の木の枝が御座りましたにより精しく其産地を尋問致しましたるに南韓の最高峯智異山と申す處で採りし様に申しましたが此山は慶尙南道と全羅北道の界堺にある山に御座ります

此木は枝梢毎に圓穂花狀に多くの白花を着けまして美觀を呈する故庭園樹と致しまして適當のもの

で御座ります英國の園藝家ベイチトと申す人の支那より英國へ此木を輸入致しましたるものが彼地に於て開花したものの圖が千八百八十五年發行の園藝曆八二〇頁に載せてござりますが其圖によりますれば支那産のものは花瓣の幅が和産のものより稍、濶き様に見えまする。

又此木と同じ科目に屬する秦皮樹、水臘樹、女貞樹等には蠟蟲を放ち蠟を産出せしむることの出來まするもので御座りますが此木にも右諸木と同様蠟蟲を放ちて蠟を産出せしむることが出來ると申す事で御座ります是は前記の水谷豊文の發見したる事實で御座ります。

此木の學名は二つ御座ります其一是 *Chionanthus retusus Lindlet Poet* と曰ひ其一是即ち *Chionanthus chinensis Maxim* と申すので御座ります此は一物二名でありまして前の方が古く出來ましたる名で御座りますから前名を正名とし後のを別名と致します *Chionanthus* と云ふ學名は希臘語の *Xion* (雪) *Antios* (花) の二語より成立つて居りまして矢張其の花の豊富なることを意味し *retusus* は鈍角の義で葉頭の尖銳ならざるを表はしましたる名稱で御座ります。

此木は植物學上多家花と申しまして一種にして兩全花と單性花とを開きまするもので大小二種の果實を結びますることは別紙寫生圖の如くで御座ります此を播種して見まするに小の方は全く發生致しません大の方は發芽は致しますが生育を遂げませぬと申す事で御座りますそれで種樹に精しき老人此

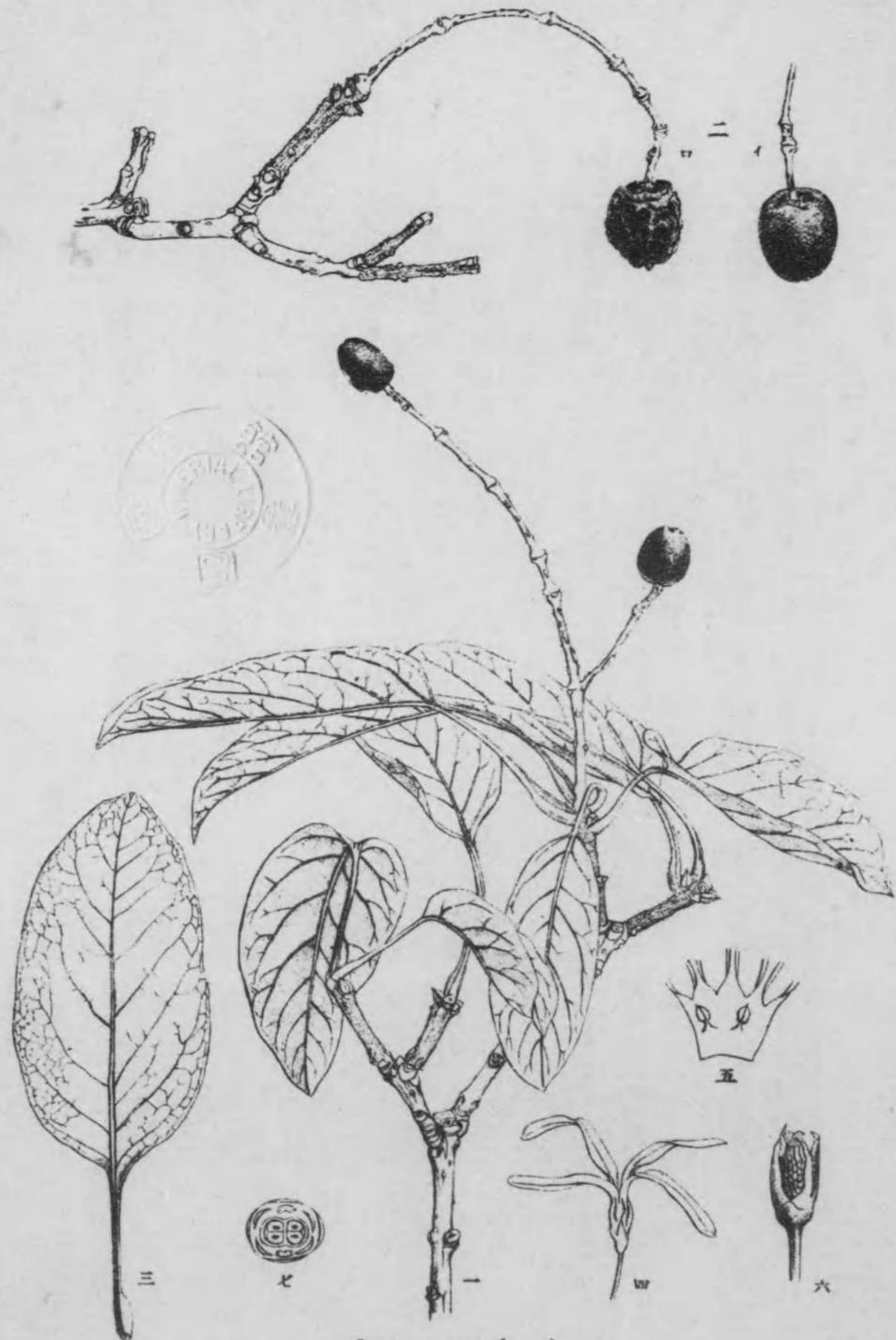
は中山直正と申す者で駒場農科大學植物園掛で御座いました此の老人が工夫致しまして根接と申す法を用ひましてこのヒトツバタゴより枝と根とを取りまして此を接ぎ合せまして苗木を作り之を諸方へ頒ちました事が御座りまして今では小石川の植物園其他二三の處に此木の分根があるので御座ります此の如く蕃殖力の少いので御座りますから母木を保護することは必要と存せられます。

東京帝國大學農科大學教授正六位勳五等 白井光太郎謹識

明治神宮外苑のヒトツバタゴは、前記の如き來歴あるものなれば、今後も之を天然紀念物として指定し、保存を講ずること必要と思考せらる。尙此木の分布は朝鮮にては、濟州島、全羅南道、慶尙南道、本州にては岐阜縣下、愛知縣下並に對馬、支那にては、支那の東部、中部、南部に及び、其雲南地方に産することは、植物名實圖考三十六卷二十五丁に、炭栗樹の漢名を以て、之を圖說せるにより知るべし。其說左の如し。

炭栗樹生雲南荒山高七八尺葉似橘葉而濶短柔滑嫩潤春開四長瓣白花細如翦紙類紙末花而稀疎秋時黃葉彌谷伐薪爲炭輕而耐火山農利之

此樹の形狀は寫眞及び附圖の如し。



ひとつぱたご
Chionanthus chinensis, Max.

圖解

- (一) ヒトツバタゴの小實を附たる枝葉(自然大)
- (二) 大實を附けたる枝(自然大)
- (三) 葉の脈狀
- (四) 花
- (五) 花筒内面より雄蕊を見る
- (六) 雌蕊及び萼
- (七) 花の圖式

尙ほ天保丙申秋校正發行の廣益諸家人名録を検するに、紀州本草家坂本浩然の家居を、青山六道辻と記載せり。此木の珍稀なる種類なるに合せ考ふるに、此木は恐く同氏が其家居に移植せしもの、遺存せしならんと思はる。
 又近時此木の種子を播下し、育成せし人の談に據るに、播種後三年を経ざれば生せずと云ふ。此迄其木の播殖を企圖せし人士の成功せざりしは、此等の事實に由るものなるべし。

第四十五圖版



ヒツツバタの開花状態

奈良縣下の植物調査報告

史蹟名勝天然紀念物調査會委員

理學博士 白井光太郎

一 佛經ヶ嶽原生林

所在地 奈良縣吉野郡上北山村大字白川又字白川又山第千四百十三番地、山林臺帳面積三百八十町歩の内、佛經ヶ嶽山頂より東側傾斜面、幅二百五十間、長さ二千五百間、面積二百〇八町強、三角點より東北へ百五十間、西南へ百間の幅とし、夫に各、二千五百間の垂直距離を測る。

保存の理由 佛經ヶ嶽は五畿内に於ける、第一の高山にして海拔六千三百二十尺に達し、奈良縣吉野郡に於ける、吉野連山(吉野山・山上嶽・彌山・釋迦ヶ嶽等)の中央に位し、千古斧鉞の災を知らざる原生林を以て覆はるる山嶽にして、其地質水成古生層より成り、東國に於ける富士山・日光山の如き、火山性山嶽と其岩石を異にし、所生の植物自ら特殊の分布發育をなし、該地方特殊の天然紀念物を形成

し、比較研究上緊要なる代表的原生林相を呈するものとす。其植物帯の位置は山麓の櫛帯に屬し、山下より三千尺の邊まで櫛帯の繁生を見、三千尺より四千尺邊まで栗帯に屬し、四千尺より五千尺の邊までブナ帯、五千尺よりタウヒ、五千五百尺よりシラベの生育を始むるを見る。松柏科植物に就て見るに、日光山のタウヒ・シラベ帯にありては、アラモリトドマツ・クロビ・アスナロ・カラマツ・ハヒマツ・オホタウヒ等の繁茂するを見れども、吉野山麓には此等の樹種を缺き、佛經ヶ嶽にありても、シラベ・タウヒ・コメツガヒノキ・ゴエフマツの分布を見るのみ。其ブナ帯に於ける松柏科植物は、日光山にてはウラジロモミ・ツガ・バラモミ・イチキ等なれども、此地にありてはウラジロモミ・ツガ・スギの他カウヤマキ・カヤの二種を存す。此二種は日光山には其自生を見ざるものなり。其他日光山に見ずして此の山地に繁茂するものに大山レンゲ・ミヤマモミチ・イチゴ・オホバメギ・ヤハズアジサキ・ウカバの諸種あり。日光山にて發育劣等なるも、此地にて旺盛なるものに、クロヅル・石南の兩種あり。潤葉樹中此地にありて、日光山に無きものを擧ぐれば、アセビ・ヤマグルマ・シキビ・サカキ・ソヨゴ・タブノキ・ヒメシヤラ・アサガラ・フデキ・ズイナ・コバンノキ・カナクギノキ・イイギリ・カラスノサンセウ・シラキ・タムシバ・ミヤコザサ等とし、日光山にありて、此地に見ざるものは、ミヤマハンノキ・ヤマハンノキ・クロマメノキ・ホツツジ・ハナヒリノキ・クロミノウグヒスカグラ・シラカンバ・サイハダカンバ・チザウカ

ンバ・サハシバ・ヒロハノツリバナ・クマヤナギ・ヤマナラシ・デロノキ・トカチヤナギ・ヤマネコヤナギ・ミヤマヤナギ・オノヘヤナギ・ハルニレ・カツラ・ミヤマタタビ・ウメモドキ・カンカウラン・ホザキシモツケ・ドクウツギ・ツルウメモドキ・オカラバナ・カチカヘデ・カラコギカヘデ・ヒトツバカヘデ・チャウジヤノキ・ミヤマハハツ・クロカンバ・ヤマブドウ・ウコギ・レンゲツツジ・オホバアサガラ・ハクウンボク・ウコンウツギ等とす。草類其他隱花植物類に至り精しく兩地の種類に就き、有無發育の良否を比較せば、得る所多かるべし。此等の貴重なる天然紀念物を有する原生林は、往時にありては吉野郡中、山嶽重疊せる廣漠なる地域に亘り蕃衍し特殊の地方的林相を形成しつゝありしが、吉野地方は人造杉林の經營盛なる爲め漸次原生林の伐木せられて、人造林となるもの多きのみならず、近時木材の需用劇増したる爲め、大規模の山林伐採の作業行はるゝ事となり、吉野連山兩側の山谷に存せる原生林も、相踵で伐木せられ、僅に残存せる彌山・佛經・明星・佛生の諸嶽の東側南北三里・東西二里餘・三千町歩の原生林も、現今三國木材株式會社の手により、三重縣尾鷲港に通ずる長距離索道、森林軌路、其他の運搬機關を完備せる、大規模の計畫の下に、一木をも止めず悉皆伐木中にして、大木は製材し、小木は木炭となし、之を搬出し、既に其大部分は伐採せられたれども、幸にして此佛經ヶ嶽の邊は未だ原狀を存せり。然れども其命脈旦夕に迫り伐採の運命に際會するものなれば、速に此伐採を禁じ保存の

道を講じて、此貴重なる地方特種の一大天然紀念物の滅亡を防止せられんことを望むや切なり。依て假指定により、伐木を中止せしめ之が保存を圖ること急要と思考す。

所有者

山頂より水平距離二百間の所まで 吉野郡上北山村

山頂より二百間を除きたる以下の地域に生ずる材木 三國木材株式會社(大阪市西區幸町五丁目 社長 高木道之助)

二 佛生ヶ嶽タウヒの純林

所在地 奈良縣吉野郡上北山村大字白川又字白川又山第千四百十三番地山林臺帳面積三百八十町歩の内約十町歩

所有者

中央部以上の地域 吉野郡上北山村

中央部以下の地域 (大阪府西區幸町五丁目 三國木材株式會社 社長 高木道之助)

保存の理由 佛生ヶ嶽は吉野連山中、佛經ヶ嶽と釋迦ヶ嶽との中間に存在する高山にして、海拔五千九百五十七尺を有す。而して其東面せる部分の九合目邊の處に於て、約十町歩位のタウヒの純林を

存するものにして、之我國に於ける稀有の林相と稱することを得べしと信ず。タウヒの純林にして七八畝乃至一町歩に亘るものは各所に存在すれども、斯る大面積に亘るものは稀有とす。此林相の九割迄はタウヒの天然林にして、殘餘の少許はウラジロモミ・リヤウブ・ハウチハカヘデ・サハフタギ・ナナカマド・ゴエフツツチ・ツタウルシ・ゴトウヅル・ミヤコザサ等を交へ、其間にカニカウモリ・ミヤマモミチイチゴ・トリカブト・ハクサンラミナヘシ・オホウシノケグサ・シノフカグマ等を雜生す。

本地域海拔高約五千五百尺より五千八百尺に及ぶ。樹の大きさは平均樹高十三四間、目通周圍三尺五六寸なり。

以上の理由により、右山林は目下伐採中なりと雖も、殘存部を保存するの必要ありと思考せらるゝを以て、假指定によりて伐木を中止せしめ保存の道を講せられんことを希望す。

三 前鬼牛抱坂に於けるシシンラン其他菌類

羊齒類植物の蕃殖附着せる槠樹林

所在地 奈良縣道上市木ノ本線に添ひ、吉野郡上北山村を北より南に縦斷すれば、支流佐田ノ川が本流北山川に合する地點に到達す。而して此佐田ノ川に架する土橋を渡れば、下北山村大字上池原領

にして、其處に一戸の人家ありて菓子草鞋等を賣る。人此處を前鬼口と呼ぶ。前鬼口より縣道と別れ佐田ノ川の右岸に沿ひ、數町溯りて下北山村大字前鬼字成瀬を過ぎ、尙二十餘町進まば、道は佐田ノ川と別れて驚くべき急坂に變ず。此急坂は前鬼本在に通ずる道路にして、世人の之を牛抱坂と稱する處なり。坂の兩側は櫛樹の天然林鬱蒼として繁茂す。而して牛抱坂左側の櫛樹には、シンラン其他菌類及び羊齒類の旺んに着生繁茂するを見る。今其種類を擧ぐれば

羊齒類にヒメノキノブ・イハヤナギシダ・サジラン・ノキノブ・マメヅタ・ホソバノキノブ・シンラン・菌類にオサラン・ムギラン・ミヤマムギラン・マメヅタラン

殊に最初に記せるシンランは、苦苣苔科に屬する珍奇の種類にして、臺灣、四國、九州の暖地に産する植物なれば、本州に於ては産所多からず、奈良縣下の此地に生ずるは稀有の事實にして、本植物分布區域北限地に於ける天然紀念物として、之を保存するの價値ありと信す。依て右櫛林二百間四方の區域を限り、該櫛樹林の伐採を禁止せられんことを希望す。

同所路傍にシンランの着生せる一大櫛樹あり。周圍地上五尺の處にて六尺一寸、樹高八間、種類はツクバネガシなり。保存區域は此木を起點とし、道の上下に百間づゝ左へ二百間の區域を定められんことを希望す。

所有者 千葉縣海上郡銚子町 山口文右衛門

所在地 奈良縣吉野郡下北山村大字前鬼字西ノ谷第二二一番地甲 山林臺帳面積九十三町歩の内

同所字千代道第二一八番地乙 山林臺帳面積二町歩の内

愛知岐阜福井三縣下の植物調査報告

(大正十二年八月)

内務省天然紀念物調査臨時囑託

波磨實太郎

一 愛知縣下のヒトツバタゴ自生地

所在 丹羽郡池野村字西洞四十一番山林、澤田文次郎外九名共有地

地積 三反三畝廿五歩の内保存指定を要する地積一反八畝十八歩

現状 東海道線尾張一ノ宮驛にて下車し、電鐵一ノ宮線及び小牧線によりて一ノ宮より岩倉を經小牧に至る。此間約二里半。一は名古屋驛にて下車し一ノ宮線及び小牧線により、岩倉を經小牧に至る。此間約五里なり。小牧より犬山街道を進む時は池野村羽黒に至る。此間二里。之より多治見に通ずる入鹿道を行くこと約三十町神明神社あり。此所より右に折れ、道を池野村神尾より樂田村二ノ宮に通ずる山路にとる時は約七町にして西洞自生地に至る。

自生地は尾張第一の高山と稱する、高さ約二百九十二米突の二ノ宮山（一名本宮山）と、他の小なる山との間なる、稍大なる洞にして、道路の右側二ノ宮山麓樂田村の境界に接して位置す。今は池野村に屬すれども、明治九年前迄は樂田村及び池野村の一部等と共に、二ノ宮村と呼びし所にして、高さ約三間の雜木林なり。

地は稍緩なる斜面地にして一帯は陰濕なりと雖も、或小部分はミヅゴケ一面に生じ、水溜り水流れなどありて非常に濕潤に、恰も沼澤狀をなす。花の木と等しく概して濕地を好む。

林樹は喬木灌木にして、即ちエンジュ・ザイフリボク・アカマツ・ハンノキ・クリ・カシ・リヤウブ・ゴンズイ・トネリコ・フデ・イソノキ・カキ・ヌルデ・ツバキ・クヌギ・コナラ・アヒナシ(?)・ズミ・アヲハダ・サハフタゲ・ウメモドキ・ソヨゴ・イヌツゲ・ヤマカウバシ・ダンカウバイ・イボタノキ・シキミ・ヒサカキ・ガマズミ・ヘビノボラズ・ハギ・ノイバラ・ウツギ・ノブダウ・ムラサキシキブ・メダケ・ネチキ・ウルシ・ミヤマガマズミ・サルトリイバラ・ヤブカウジ・ミツバアケビ等あり。樹蔭及び水多き濕地には、顯花草本類・羊齒類・蘚類即ちミヅゴケ・サギサウ・シヨジョバカマ・イタドリ・クズ・ハリガネワラビ・シシガシラ・センマイ・センニンサウ・ミヅギバウシユ・アリノタウグサ・ヌマトラノヲ・リウノヒゲ・ワレモカウ等を生ず。

セトツバタゴは林中所々に散在し、其數十六本あり。其多くは切株より出でたるものなれども、内には二三の後繼者たる幼植物あり。余の調査したる時或樹には果實を結び居るものあれば、今後其數を増加すべきや必せり。今十六本につき其高さ及び太さを擧ぐれば左の如し。(小なるものは高さ及び太さを省く)

番 號	地上より一尺の高さの周囲	高 さ	備 考
1 號	21 寸 5 分	一 丈 五 尺	切株の太さ、二尺九本、切株より四本出づ
2 號			切株の太さ約三寸、切株より小なるもの二本出づ
3 號		六 尺	切株の太さ七寸、切株より二本出づ
4 號		九 尺	切株の太さ五寸、切株より一本出づ
5 號		六 尺	切株の太さ七寸、切株より一本出づ
6 號	三 寸 五 分	一 丈 五 尺	切株の太さ一尺八寸五分、切株より五本出づ
7 號			小なるもの
8 號			直徑約一尺二寸の切株より五本出づ山路の直ぐ側にあるを以て通行人の爲めに枝葉を取られ枝は伸長せず

9	10	11	12	13	14	15	16
號	號	號	號	號	號	號	號
三		五	五		五	三	三
寸		寸	寸		寸	寸	寸
八		二	二		二	一	一
尺		分	分		分	丈	丈
	三					二	二
	尺					尺	尺
根元より二本に分れ一は太さ二尺四寸一は太さ二尺切株より七本出づ	小なる切株より小なるもの一本出づ	切株の太さ二尺二寸、切株より四本出づ	切株の太さ三尺二寸五分切株より七本出づ、果實を結べり	小なる切株より一本出づ	切株の太さ四尺九寸、切株より四本出づ	切株の太さ三尺九寸、切株より三本出づ	切株より八本出づ、切株の太さ三尺四寸

附 小川彌藏外七名の所有する四十番山林山道に接して一本あり。地上一尺の高さにて周圍五寸五分、高さ一丈五尺、切株の周圍一尺二寸、切株より一本出づ。
 天然紀念物としての價值 名古屋市中及び東京青山明治神宮の外苑（元は青山練兵場にして此所の樹は古く名古屋より移植せるものと傳へらる）にある、ヒトツバタゴは、夙に名木として知られたる

ものなるが、何れも移植せるものにかゝり、學問上の價值は少なし。之等移植せるものの原産地は、二ノ宮山中にあること、理學博士伊藤篤太郎編多識會法六堂木一名フタバの木の條に「我錦葉翁の説に「我徒此木の創見は今を距る七十餘年前水谷先生家兄大河内存真等と尾州二ノ宮山中採葉の際此木の多く産出するを檢出し水谷翁その花の秦皮の花に似たるを以て之を馴り來りて各家園に移植せしに此木に蟲白蠟の附すること亦秦皮と相似たるによりヒトツバタゴの新名を附せられしなりタゴハトネリコの轉じ且訛るなり爾後又濃州付知村にても之を觀たり」と言へり」とあるにより明にして、之實に本州に於て初めて知られたる自生地なり。二ノ宮山とは今日の丹羽郡池野村に屬す。初め此自生地あるを記されし以來百年の今日に至る迄、幾多の學者により其自生地を知らんと苦心搜索せられしも、未だ發見せられず。之を以て、或は丹羽郡の他に二ノ宮山あるに非ざるか、或は伐採したる爲め今日は全く絶滅したるに非ざるか、或は前記事の誤に非ざるか、今日全く學者間にも疑問のものと思はるるは、左の記事によりても明なり。即ち明治四十三年二月發行の植物學雜誌第二十四卷二百七十七號四十七頁ヒトツバタゴ我邦に自生すとの表題の下に、牧野富太郎氏は「此ヒトツバタゴは尾州に自生ありしと言ひ傳ふれども其確證なきのみならず今日に至る迄其傳説を證するに足るべき標品を取りしもの之あらず故に余は尾州に自生ありといふ傳説は絶対に否認せずと雖も亦信用ある説とも思は

ざるなり」と。

余は此度此内務省より愛知、岐阜兩縣下のヒトツバタゴ調査を囑託せられ、八月十四日より同月十八日迄五日間、丹羽郡樂田村、池野村に出張し、之迄岐阜縣下自生地につき知り得たる當樹の生態上より考へ、二ノ宮山中を搜索せしに遂に自生地を發見することを得、こゝに百年以來の疑問を解くことを得たり。それ斯の如く此地たる古き歴史を有する本邦最初の發見にかゝる自生地なると、今や内地に自生地を得て當樹の性質及び生態を容易に研究するの利益を得ると、愛知縣に於ては此自生地の外は他に未だ自生地なきと、内地に於ける當樹の分布上西の端を限れる重要な位置に在る等よりして、前記ヒトツバタゴの自生地を天然紀念物として保存し、學術上の資料として後世に残すは、最も必要なることなり。自生地は共有地にして古き歴史ある有名の地なれば、所有者に於ても指定保存には異論なからんと信ず。

保存上の注意 前記の自生地は百年以來人の注意を惹きし處にして、此度自生地の位置發見あるや來觀者甚だ多しと。従ふて今後採集者などにより枝葉を採集し去らるるの患なしとせず。されば速に之が保存指定の必要あり。當樹は陰濕の地に生ずるものなれば、當樹以外の樹木を伐採し、下草を刈る等のことある時は、爲めに土地の乾燥を來し、従ふて當樹の枯死を招くのみならず、且後繼者を絶

滅せしむるの虞あり。されば當樹を保護するは自生地の現状を變更することなく、其儘に保存すること肝要なりとす。

二 岐阜縣下のヒトツバタゴ自生地

所在地 惠那郡吉田村字大田千百三十八番地村社猿投神社境内（官有地）

現状 中央線大井驛より岩村（大井驛より岩村迄は電車岩村より明知町迄は自動車の便あり）を経て明知町に至る。此間約六里之より中馬街道を進むこと約半里、街道の左側一町餘にして猿投神社境内自生地に至る。一は中央線瑞浪驛より明知町に通ずる自動車により、吉田村、明知町を距る半里にして下車し自生地に至る。此間約四里半なり。境内は高さ約十七八間の小山にして、山頂切り開きたる平坦地に社殿あり。周囲は高さ雜木林にして、年を経たる高さ十五六間、目通りの太さ一丈一尺餘以下の杉・カシ等多く、其他ヒノキ・サクラ・ツバキ・クリ・ウルシ・コナラ・ホウ・モミヂ・ハチク・ガマズミ・イソノキ・ハギ・ミツバアケビ・ウリノキ等の種類あり。

ヒトツバタゴは社地の南麓下を東西に通ずる道路より、山頂社殿に上る石段にして、道路より約一間の高さに於ける石燈籠を建つるために切り開かれたる平坦地の上り途より、左側二間を距る林に接

する所に在り、高さ約七間、目通の太さ三尺七寸五分發育の頗る盛なる樹にして、年々開花すれども未だ果實を結ばず。

當樹の來歴は全く不明なり。自生なるや知る可からざるも、今日の周圍の状態よりすれば、自生なりと言ふ能はず。されども相應に古き年數を経たるものにして、内地に於ては珍木に價するを以て、第二種として保存するを要す。

開花期には梢頭雪の降りたる如く美事なるを以て、明知町より來觀者多く、中には枝を折り歸る者あるを以て、周圍に柵を施すを要す。此地方にては此木の名を知れるものなく、里人呼んでナナシギと言ふ。

天然紀念物としての價値 當樹は前に述べし如く、自生なるか將た移植したるものなるか、分明ならざれども發育盛なる大木なれば、郡又は村として保存するを要す。神社境内のものなれば保存には好都合なり。

所在地 土岐郡釜戸村字森前八百十三番ノ一山林神明神社所有地
地積 二反一畝一步(全部を保存區域とす)

現狀 中央線釜戸驛にて下車し、御嵩へ通する中街道を行くこと、約二十二町左側に神明神社あり。

境内の後部を擁する高地は、高さ約七八間より十間に至る。喬木及び灌木の雜木密林にして、林樹としてはスギ・カキ・カシ・ヒノキ・サクラ・クリ・ウルシ・トネリコ・ヒヒラギ・ズミ・タカノツメ・ヤブムラサキ・アベマキ・イボタ・フヂ・ソヨゴ・サカキ・ヒサカキ・チャ・ミツバツツジ・ヤマツツジ・アセビ・ネヂキ・ヤブカウジ・ガマズミ等あり。殊にカシを最も多しとす樹蔭には唯少數の草本類・羊齒類・蘚苔類あり。即ちベニシダ・マメヅタ・シシガシラ・ササクサ・ムギラン等なり。

ヒトツバタゴは此密林中に自生し其數三本あり。即ち一は社殿より北十五間、二は南二十間、三は西約半町鐵道線路より少しく上りたる處に在り。今其太さ及び高さを示せば左の如し。

番	號	太さ(目通りの周圍)	高	備	考
2	號	一尺二寸	二丈一尺		
1	號	二尺五寸五分	六丈		
3	號	七尺二寸(根元の周圍)	九丈	根元より三又	
		イ二尺二寸三分		三尺一寸五分の高さにて計りたるもの	
		ロ四尺五寸		三尺の高さにて計りたるもの	
		ハ四寸八分		三尺の高さにて計りたるもの	

余の初めて岐阜縣下に、ヒトツバタゴの産するを知り得たるは本年五月廿三日にして、そは釜戸尋常高等小學校長小川鈴七氏より、神明神社境内のヒトツバタゴにつき五月十七日腊葉せる標本を贈られ、名稱を聞かれたるによる。追て其月廿七月初めて産地へ、其後兩三回の出張によりて、稍、當樹の性質及び自生地の状態を知るを得たり。又釜戸村元村長保母與一郎氏を訪問し、神明神社境内のヒトツバタゴにつき、氏の先代の正恭氏より聞き得たる話につき聞くを得たり。即ち往昔領主馬場筑前守克昌氏本草學に志し、嘗て醫師阿部ユウシンを派遣せられ、領内の植物を調査なさしめられたり。其時本植物のみは名稱を知るを得ざるものなりと。

先代正恭氏は一時江戸に在りし時、領主馬場筑前守克昌園圃を芝の邸内に開くに及び、園圃係を命ぜられ、領内よりカキノハグサ等の如き珍らしき植物を取り寄せられたることありと。

開花期梢頭白雪を載するが如く、一美觀を呈するより多少里人の間に知られたりしも、殊に注意するに至りしは、明治四十年の頃にして、保母與一郎氏の話により採集せるに始まれりと。又名稱の如きも今日迄知るを得ざりしが、余の調査によりて始めて知るを得たるものならん。聞く處によれば、²及び³號は毎年五月十八日頃より開花し初め、約一週間にして落花期に入ると。其盛りは二十日前後なり。余の五月廿七日出張せし時は、花殆ど散亂し梢頭僅かに殘花を見るを得たり。何れの花も雌

蕊を缺き、唯其痕跡を存するのみ。其後兩三回果實を得んと取り調べしも、未だ一つを見るを得ず。されば當地のものは果實を結ばざるは明にして、従ふて林中幼樹を搜索せしも、未だ一を得ること能はざりき。

天然紀念物としての價値 ヒトツバタゴの支那・朝鮮・濟州島に自生あるは人の知る所にして、彼の地に於ては、別に珍とするに足らず。然るに本州に於ては、今日迄確實に自生地たるを知り得たるは岐阜、愛知兩縣下の一局部に限り、其分布極めて狭く、頗る珍木に價すと、一には又當樹の岐阜縣下にのみ分布する上より論ずる時は、分布區域の西端を限れるものにして、之又重要な位置に在ると、一には又岐阜、愛知兩縣下を通じての分布上より論ずれば、當地産のものは愛知縣丹羽郡池野村産と、岐阜縣惠那郡笠置村産とを連結せしむる適當の位置にあるとより、當地産のものは重要な位置にあるを以て、指定保存する必要あり。幸ひ自生地は神社の所有地なれば指定保存には異論なしと信ず。

保存上の注意 愛知縣丹羽郡池野村ヒトツバタゴの下に於て述べし如く、現状態を變化せしむることなく、其儘に保存するを要す。

所在 土岐郡釜戸村字百田六百七十八番ノ三田(田ノ畦畔下なる半原澤と稱する谷川の高さ二間半を有する傾斜の非常に急なる斷崖面に在り)、土岐郡日吉村土屋計所有地

(イ) 地積 二畝十六歩の内保存區域 (一畝十四歩谷川の斷崖部の地積一畝十二歩合せて二畝十五歩)

斷崖部は傾斜甚だ急なるを以て、平面圖にすれば殆ど地積を上ぐることはざるを以て、傾斜の實際の長さを計り以て面積を出せり。

(ロ) 地積保存區域 谷川の斷崖部の面積一畝十一歩

保存區域として(イ)(ロ)何れを取るも可なり。されど完全に當樹を保存するには(イ)の方を取るを適當とす。

現状 中央線釜戸驛にて下車し、中仙道を進む時は、約十五町にして神明神社あり。尙ほ之より進むこと約五町にして釜戸村と、日吉村との境界を流るる半原澤と稱する、谷川に架せる半原橋に至る自生地は釜戸村にて此橋の右側に接する斷崖地なり。ヒトツバタゴの生ずる斷崖及び對岸一帯の地は、高さ五六間の雜木林にして、對岸には殊に松樹多し。林樹としては、クリ・サクラ・カシ・ネムノキ・アカマツ・コナラ・タカノツメ・ハゼノキ・ソヨゴ・メダケ・トネリコ・ネヅ・ウリノキ・エゴノキ・カキ・フヂ・ウツギ・ヒノキ・シデ・マンサク・アセビ・ハリギリ・ガマズミ・コシアブラ・ヤマツツジ・ミツバツツジ・ヒサカキ・モチツツジ・ノイバラ・サルトリイバラ等あり。ヒトツバタゴは此林中斷崖の谷底より、高さ一

間半の位置に自生し、根元より二又す。一方は目通りの太さ一尺一寸、一は二尺三寸五分。余の初めて本年五月廿七日當地に出張せし時は、花の盛りを一二日過したる程度にて、梢頭眞白に一美觀を呈せり。花は何れも雌蕊を缺き只痕跡を止むるのみ。其後兩三回至り檢するも一つの果實を附けず。従ふて其附近一つの幼樹を發見せず。

天然紀念物としての價値 (釜戸村大字森前自生ヒトツバタゴの所に於て述べしものに同じ)

保存上の注意 (釜戸村大字森前自生ヒトツバタゴの所に於て述べしものに同じ)

所在 土岐郡釜戸村論^{ロシヤチ}柄二千四百六十六番の一田 (田の畦畔下上平川の岸にあり) 足立美佐男所有

現状 釜戸村より三郷村を経て、大井町に通ずる街道を進むこと一里十町、上平川の岸にして、殆ど水に接する所に生ず。此岸は雜草繁茂し、内に杉・ヤマブキ・メダケ・カハヤナギ・エゴノキ・フヂ・ゴトウヅル・イボタノキ・テイカカヅラ等を散生す。ヒトツバタゴは高さ約五間根元にて二又し、一方は地上二尺の高さにして太さ四尺五寸。一方は同じく二尺の高さにて太さ一尺一寸あり。田の畦畔下にあるを以て、樹影を田に落し作物を害するを以て、田に面する方は枝を拂ひ、又根元より一間半の處にて二三尺の太き枝を切り拂ひたるも、多數の小枝を生ず。川に面する方は、多くの枝伸長して四間

に及び、川の半を蔽へり。

本年は開花したれども、果實を生せず。余は花を檢せざれども、雌蕊を缺きたるものならん。従ふて附近には幼樹を見出さず。

當樹は全く自生なり。斯く河岸に自生するは、上流より種子を流し來り、こゝに漂着して發生したるものならん。

天然紀念物としての價値 當地産のものは自生にして、大樹なれば保存するの價値あり。されども釜戸村森前神明神社所有の自生地、又は百田の自生地を指定保存するとせば當地産のものは、第二種として郡村又は所有者にて保存すべきものと考へり。

保存上の注意 現状態を變化せしむることなく、保存するを要す。

所在 土岐郡釜戸村字裏山千六十九番の百十、山林、釜戸村村有地

現狀 中央線釜戸驛にて下車し、中仙道を右に折れ進むこと約一町にして、尙右に折れ大湫に至る。山路を右側に在る谷川に沿ひ、次第に上ること約七町、谷川の向地に二本あり。此地一帯は山の尾にして低く、此處彼處に湿地あり。此地元は大雜木林なりしならんも、六七年前伐採したるものらしく、處々に大木の切株あり。雜木は其高さ殆ど人を没する位にして、コナラ・クリ・ソヨゴ・ズミ・マツ・ガ

マズミ・カシ・ネチキ・ウリノキ・ヤマツツジ・サハフタギ・コアジサキ等あり。湿地にはサハギキヤウ・サハラシ・ミヅゴケ・サギサウ・モウセンゴケ・イシモチサウ・シヨジヨバカマ・ミヅギバウシを生ず。ヒトツバタゴは此林中に二本あり。一は谷川の岸に接し、高さ約九尺、地上一尺の高さの幹圍三寸三分、二は一より約三間の距離にありて切株より出づ。高さ六尺地上一尺の高さにて幹圍四寸三分あり。

天然紀念物としての價値 釜戸村森前神明神社所有の自生地、又は百田の自生地を指定保存するとせば、當地産のものは第二種として郡村又は所有者にて適當に保存すべきものなり。

保存上の注意 現状態を變更することなく、其儘に保存することを要す。

三 福井縣石徹白ノ杉

所在地 福井縣大野郡石徹白村石徹白第百六十號字河ウレ山（公には石徹白イシドシロと呼べども地方人は約してイトシロと言ひ又河ウレ山をカオレ山と呼ぶ）

所有者 石徹白村

地目 荒蕪地（社の跡地）

地番 二番

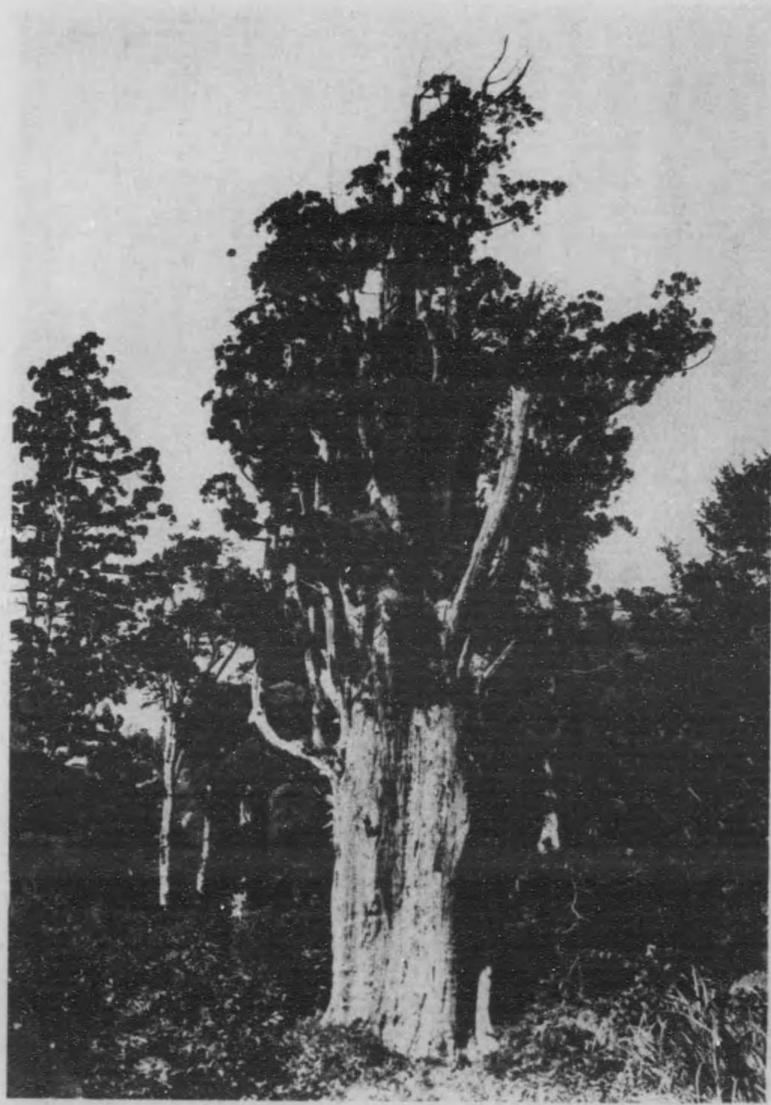
地積 三反歩

産地の現状 杉産地に至るには石徹白村石徹白字中在所(村役場所在地)より、白山道を登るものとす。村役場所在地に至るには、岐阜よりすると、一は福井よりするとあり。福井よりするは大野を経て、中在所迄二十里半、本員は便利上岐阜よりする道を取れり。岐阜より武儀郡美濃町迄は電車美濃町より郡上郡八幡町を経て白鳥迄自動車の便あり。白鳥より前谷を経て福井・岐阜兩縣國境、槍峠を越へ、福井縣大野郡石徹白村石徹白中在所迄三里半、此地より白山道を上ること約二里十六町、杉所在地に至る。

杉は元無格社今清水神社の境内に在り。(地方の人は熊清水神社とも呼ぶ)此社大正三、四年の頃、白山道石徹白中在所を距る十六町、縣社白山中居神社に合併せられると共に廢社となり、今日に於ては、僅かに小なる石の祠を存するのみにして、境内全く荒廢地となれり。

白山道は舊社地を貫く。社地は白山登山者を通ずる丈の細道を殘し、他は人を没するネマガリダケ・ヲバナ最も多く、之に雜草及び六七尺の高さを有せる喬木、灌木を密生せり。今其の主なるものを擧ぐれば、スギ・ブナ・ヤマウルシ・ハシバミ・ミヅキ・イタヤカヘデ・ユヅリハ・ハウチハカヘデ・イモノ

第四十六圖版



(取全) 杉の白徹石



(幹) 杉 の 白 徹 石

キ・タラノキ・ハリギリ・クロモジ・イヌツゲ・ガマツミ・ウド・ヤマブドウ・ミヤマシガラ・シガラシ
ラ等なり。大木としては、境内の周囲にブナの目通の周囲一丈以下のもは八九本、スギの二丈一尺
五寸以下のものは七八本散在せり。村長の語る處によれば、大正三、四年頃神社合併の際、目通の周
圍一丈六七尺以下の相應に太きもの、二十七八本を伐採せりと。されば合併前は多数ありしを知るべ
きなり。當樹は白山道の直ぐ左側に接して傾斜面に在り。故に西北に面する方は、莖と根との境界部
は(イ)にして、東南に面する方の境界部は(イ)(ロ)線より六尺一寸五分下にあり。

今幹の高さ及び太さを擧ぐれば

高さ 約二十間

太さ (イ) 點に於ける幹の周圍四丈五尺八寸五分

(イ) 點より三尺の高さに於ける周圍四丈五尺五寸

(イ) 點より四尺の高さに於ける周圍四丈六尺二寸

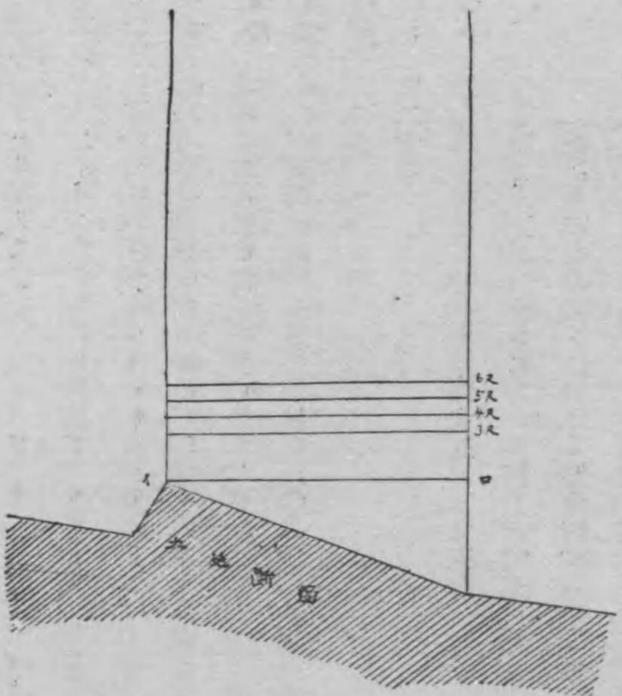
(イ) 點より五尺の高さに於ける周圍四丈六尺三寸五分

(イ) 點より六尺の高さに於ける周圍四丈六尺

(参考) 東北に面する樹皮に枯死せる部分あり(イ)(ロ)線の高さにて計る時は六尺六寸他に東南に

面せる一小部分にも枯死せる部分ありて一尺の幅を有す

本多静六氏著日本名木誌によれば、高さ二十五間周囲六丈二尺とあり。杉は頗る老木にして寫真



に見る如く、本幹の周圍に、二十本餘の太き枝を分ち、全く枯死したる七八本の枝を除き、他のものと雖も樹梢殆ど枯死し、其状恰も古き箒を立てたるが如し。綠葉を有せる枝は少なく、樹勢非常に衰へ居れば、若し此儘に放置せんか、樹命も長からざるべし。然れども故老の語る處によれば、樹勢六七十年の昔も今日も更に變りたることなしと、さらば思ひしよりも長壽ならん。

保存上の意見及び注意 我國有數の

大杉なれば、縣廳及び地方としても、第一種として指定保護されんことを熱望せり。されども前にも述べし如く、樹勢非常に衰へ、樹命も殆ど其半を失ひしもの如く見受けらるれば、今之を保存せんには一日も早く、大々的外科手術を施すを要す。今日より十年前既に縣技師調査して同様の意見を述べられたることありと、今日の場合多少の手遅れせし感あり。

傳説 養老元年泰澄大師白山を開かれたる時、植ゑられたるものなりと。

追加 最も下なる枝より(イ)(ロ)線迄十尺

奈良縣春日山原生林調査報告

(大正十三年)

史蹟名勝天然紀念物調査會考查員

吉井義次

春日山原生林

春日山 春日山は大和國添上郡の中央に在り。奈良市の東方芳山並に若草山の間介在して、此等と共に所謂大和盆地の一角に聳立す。標高千六百餘尺(四九七米)に過ぎざるも其の前山御蓋山と相重つて廣大なる山塊をなし、老樹大木相連つて、鬱蒼たる森林を構成す。

日本名勝地誌にも「此山三峰あり一を本宮嶽と云ひ、又浮雲山の名あり。一を水屋峰又羽買山と稱す。一を高峰又香山と號せり。三嶺層疊」云々と有る如く、本來春日山とは此等山峰の總稱なるべきも、現時は或は陸地測量部地圖に見る如く、御蓋山を除きたる全部に花山の語を用ひ、或は又(奈良縣廳の春日山林班圖に區別する如く)此の花山を、略ぼ南北に走る、分水嶺にて分ち、其の東部をの

み花山と呼び、西部即ち御蓋山に接し、奈良市より望み得る部を、春日山と稱す。

されども此處には、其の地勢、植物帯又は區域等の點より、便宜上陸地測量部地圖に花山と呼ぶ（普通の花山並に春日山を併稱し）部分を春日山と稱さむとす。

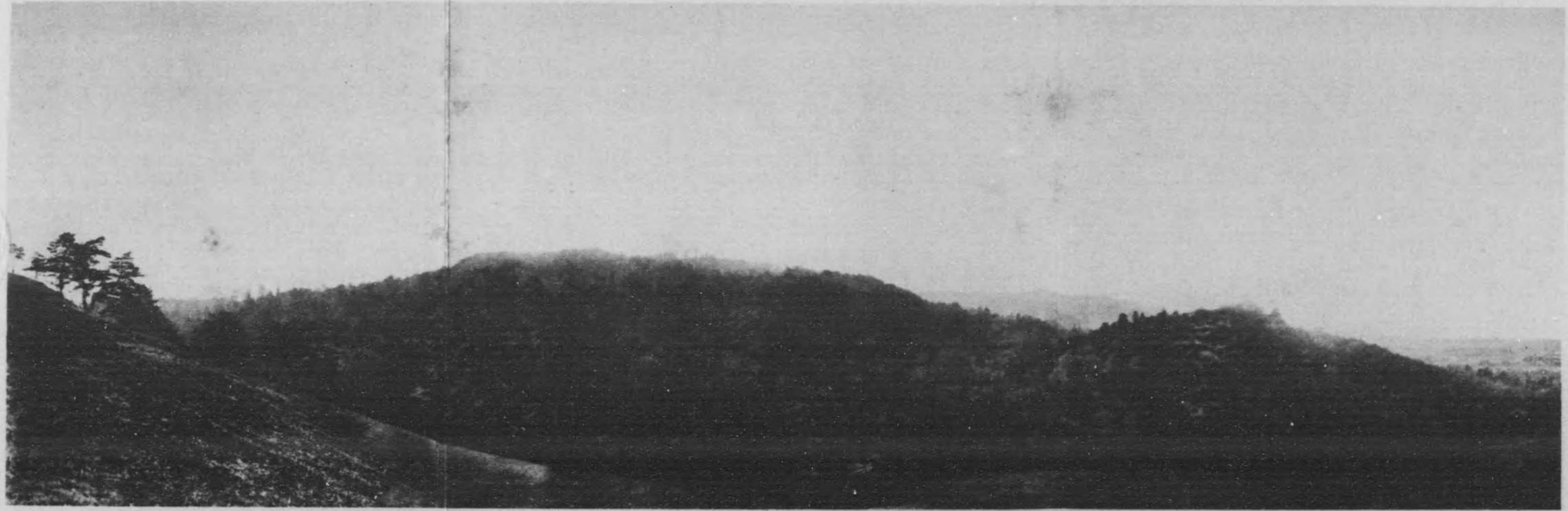
概説 春日山は古來殆ど斧鉞を加へられざる原生林にて被はれ、其樹木の大きな、或は草本の多き、或は又特異の植物群を有する等、其等植物の生育の盛んなること共に、稀に見る原始林にして、殊に其の都會地に近接して在るの一事は、全く國內他に其の類を見ざるものなり。

一般に近畿地方は、早く文化に浴せる地方にして、従つて該地方の森林原野の多くは、又既に其の古き時代に開拓せられしものと見得べく、今日此の地方に固有の森林原野の少なく、却つて松樹林の多きが如き、其の一證なるべし。

尤も大和の南部より紀伊に走る、所謂紀伊山脈中には、比較的高山深谷多きと、邊陲に位するに比より、尙ほ雄大なる天然原始林あり。曩に調査せる佛生ヶ嶽のシラビ林の如き、其の著しきものとす。然るに此等も最近に至つて、漸次に伐採せられんとしつつあり。故に早晚近畿地方には、其の南部に於てすら固有の森林を見る能はざるに至るべし。

斯くて大和北部にて、今日尙ほ原生林の面影を止むるものは、僅かに金剛山の一部高取山國有林の





山 日 春 版 圖 八 十 四 第

一部保護區、寶生山の小區域の森林並に此の春日山一帯の森林あるのみ。

春日山の如く特に古の文化の中心に近き地點に在りて、斯く原始林の今日迄も、自然の状態に保存せられしは、一見奇蹟に類する感あるも、之全く此の山の特殊の事情に據れるに他ならず。

即ち史上に明なる如く、春日大神の神山として、古くより禁伐林たりしが故なり。

續日本後紀に、仁明天皇の承和八年「三月壬申朔、勅、大和國添上郡春日大神神山之内狩獵伐木等事、令當國郡司殊加禁制」とあれば、既に今より千餘年の昔に於て、春日大神神山内の森林にては、伐採等のごと堅く禁せられしものにして、斯くて今日迄も神山として、其の自然の狀に於て保護せられしを知るべし。尤も該書に云ふ、春日大神の神山とは果して此處に云ふ、春日山全部を指すか、或は御蓋山のみなるか、今史的確證を擧ぐる能はざるも、二、三の史的考察竝に地勢と、現在の森林の狀態等より察するに、現時の御蓋山春日山を含みし全山一帯（或は尙ほ芳山迄も含み）の地が、禁制林なりしこと疑なかるべし。

斯の如く神領として保護を加へられ、少くとも千百年に近く、全く斧鉞の入るなく禁獵を犯すものなし。故に今日尙ほ全山薈々として茂り、鳥獸縱まに蕃殖し、原始林の趣を保つも故なきに非ざるなり。

然るに明治卅四年奈良公園改良の資源にあつる爲め、芳山の森林皆伐と共に、春日山の裏山の大部即ち花山も、唯一部廻遊道路の左右を除き、皆伐せられたり。

故に今日春日山原生林と呼ぶも、春日山全部に非ず。

此の花山の殘部と、其の表山（狹義の春日山）即ち奈良市より遠望すべき部分にして約二百五十町歩の森林を包括するものなり。

春日山の植物 春日山は笠置山脈（或は伊賀山塊と呼ばれる）の一端大和盆地に臨出せるものにて、北緯略ぼ卅四度半に位す。即ち地理的緯度を以てせば、伊豆の南端に比すべきも、四圍山岳多く、爲めに年平均温度は、此の附近にて十四度半に近く、先づ東京と大差なきものと見るべし。

而して其の植物分布上よりせば、我國暖帯の稍、北部に在り。其の主要木により見るも、櫛帯に屬するものと稱すべし。我國の植物帯は、等温線大凡十六度半を境として、著しく其の種類を異にするが如し。即ち余は此の以南を特に亞熱帯として、暖帯南部と區別せんとす。

此の境界線は、略ぼ榕樹分布の限界線となし得べきものにして、此の以南にては特殊の暖地植物アコウ・ピロウ・リウビンタイ等適生するを得。又他の植物も其の北部のものと著しく種類、又は生育の狀を異にし、我國暖地植物分布上看過すべからざるものなり。

而て春日山は上述の如く、其の位置寧ろ暖帯北部に在り。年平均温度も高からざるに拘らず、暖帯南部の植物非常に多く、又その繁生盛んにして、將に上記亞熱帯に近接する植物帯の如き狀を呈す。之春日山原生林の最も著しき點なり。

然るに此の春日山森林には、大和地方一部山岳にて見るを得べき、温帯性の植物も亦生育す。之春日山森林の著しき他の點なり。斯く暖帯南部植物に、温帯固有の植物が混生して在るは、春日山植物區系の植物分布上、興味深く學術上重要な森林と稱し得べき所以なり。

春日山森林は、單に暖帯林を代表する原始林として價值あるのみならず、又温暖兩植物混生の偉觀を呈し、併せて又其等植物の分布限界を示す上にも、貴重な考證を與ふるものと稱し得べし。

扱て春日山に於ける、暖帯南部或は亞熱帯性植物としては、先づホンゴウサウ・マツバラシ・カギカヅラ等を挙げ得べし。殊にカギカヅラは此の地によく適生して諸々に群生をなし、其の大なるものは周實に尺餘に及ぶ。而て暖帯性樹木として著しきものにナギ・ヤマモモ・シヒムキ・アラガシ・ツクパネガシ・イチキガシ・カゴノキ・イスノキ・リンボク・タマミヅキ・サカキ・ヒサカキ・シロバイ・アオガシ・コバノトネリコ等の樹木あり。更に其等老樹大木にはゴトウヅル・テイカカヅラ・ビナンカヅラ・フジ・サネカヅラ・オホイタバ・カギカヅラ等攀生するあり。又樹上にはムギラン・セキコク・カヤラン・マツバラ

シ等の樹上植物を見得べく、樹間には種々の草本盛んに繁茂し、殊に暖地特有の羊齒としてナチシダ・オホバハチジョウシダ・ヘラシダ・ウラチロシダ等或は溪谷に或は陰濕地に密生す。之春日山に入るものをして、特に驚異を覚えしむる一因なるべし。

要するに上記植物の大部は、暖帯南部又は亞熱帯性の草木にして、又春日山森林植物區系の主要なるものと稱すべく、内には老樹大木を成すもの少からず。例へば御蓋山の下部に二丈に近き數本のイチキガシの老樹あるを始め、該樹の周一丈餘に及ぶものは、諸々に見るべくツクバネガシの如きも一丈餘のもの隨所に在り。シイノキ・リンボク・カゴノキ・ナギ・フデ等も此に次ぐ大樹をなし、其の數尺の周を有するもの多し。針葉樹に於てはツガ・モミ特に著しく、其の大きさと高さに於てよく潤葉樹を壓し、或は殆ど其の純林を構成し又は前記の偉大なる潤葉樹と共に混淆林をなす。

此等春日山の主要樹木と混生する、温帯性樹木の著しきものにホホノキ・ウラチロノキ・タラノキ・リヤウブ・クマノミツキ・ウリハダカヘデ・シナノガキ・イモノキ等あり。此等は主として本邦中部より、東北地方に分布する樹木にして暖地には稀に見るものなるに上述の如き、暖地性樹木を主體となす、春日山森林に混生するは極めて興味あることにして、亞熱帯性植物の存在と共に、其の分布に就ては將來種々の方面より、研究すべきものなるべし。

第四十九圖版



春日山花山頂上境界の相林



春日山第八區頂上の相林

即ち上述の如く、此の森林は單に暖帶を代表する、原始林として價值あるのみならず、温暖植物の分布錯綜せるものとして、貴重なる天然紀念物なり。

以上大略春日山森林内の主なる植物を擧げたるも、元より此等は其の繁生する所等しからず。皆特殊の分布又は群落をなすこと勿論なり。元來春日山は最高點高さ四百九十七米に過ぎず、従つて其の高低により植物分布の特異を見る能はざるも、地勢的植物群落の變化には極めて富む。即ち此の最高點を中心として南北に續きて所謂峯通りあり。更に此の中央より峯通りに直角に走る分水嶺ありて、又南北二部に分つにより、此間幾多の溪谷あり。溪流比較的多く、尙ほ此間乾濕陰陽等自ら變化あり。特殊の植物群落を見る。

特に杉・樺・榎等の大なる針葉樹は、前記の潤葉樹と共に全山に亘つて繁茂するが故に、概しては陰濕地多く、此所に幾多の陰地性灌木並に草本多し。之一度此山に入るものの、深山幽谷に遊ぶの思ひある所になり。然かも此内に地勢の變化土壤の別あるが爲めに、著しく植物分布殊に或種のもの群落を異にすることあり。例へば其の南面にはモミ・ナギ・ベニバナシロダモ・リンボク・カゴノキ・アサダ・カギカヅラ・サカキ・ホホノキ・タラノキ等あるに反し、北部にツクバネガシ・イチキガシ・シイノキ・ウリハダカヘデ・アセビ・フチ等多きが如し。又山頂にはツガ・モミの大樹多くツヨゴ・アセビ等の灌

本殊に著し。尙ほハインキの特に陽地、即ち二次的に著しく増加しつつある傾向あるは、春日山森林保存上注意すべきことなり。該樹の大群落は御蓋山に近く見るを得べし。

保存の價值 以上略記する如く、其の地勢的植物群落にも多くの特異の點を見るを得べく、此等の生態學的研究は特に興味ある、將來の研究題目たるべし。即ち春日山森林は樹種の多き、或は大樹に富み或は各種特異の植物群落を示す等の事實のみを以てしても、價值多き天然紀念物として保存に値すべし。

最後に特記せざるべからざる事は、先に云へる如く、春日山の都市に近き利便の地にあることなり。我國諸地に尙ほ原始林ありと雖も、其の性質上多くは深山邊陲の地に見るのみにして、春日山の如く斯く至便の地に求め得ず。他に此を求むれば、僅かに嚴島の森林が此に比すべきものなるべし。

天然紀念物特に森林の如きものには、其の存在地の如何は、保存價值上極めて重要なることなり。**保存上の意見** 以上にて大畧春日山森林の天然紀念物として價值多きこと、従つて其の保存の必要なる理由を縷述せるを以て、次に奈良縣廳の春日山公園林計畫に就て數言し、併せて保存上の具體案に就て意見を述べんとす。

扱て該奈良公園林計畫なるものを見るに、凡そ次の如し。

此所に云ふ公園林とは、奈良公園森林部の總稱にして、今次の計畫の下にあるものは、此森林部内花山芳山の約二百町歩（既に伐採施業せるもの）を除ける殘部二百五十町歩所謂春日山森林の大部を指すものにして、針澗混淆の原始林なり。

其の計畫の理由としては後に再説する如く、森林の一部伐採により、公園經營の資源にあつる爲めにありとの事なるも、尙ほ當面の理由としては、此の森林内の老樹大木は自然枯死の爲め、著しく林相を破壊し、却て公園林の目的を没却するを以て適當に伐採し、理想的公園林を經營せんとすと云ふにあり。

奈良公園林を其の計畫に従ひ、次の四項に分ちたり。

- (1) 風害跡地凡そ十四町歩
- (2) 整理更新を要すべき個所凡そ六十四町歩
- (3) 保存區域凡そ百七十六町歩
- (4) 施業林凡そ二百町歩

而して此の施業林とは、上述の如く明治三十四年以來伐採せる、花山芳山に施業せるものにして、今日の問題と直接の關係なし。

次に風害跡地とは、主として大正十年の風害に因れるものにして、事實大なる惨害の跡を尙ほ示すものにして、其の適當に植林すべきや言を俟たず。されど此に關しては後に尙ほ一言せん。

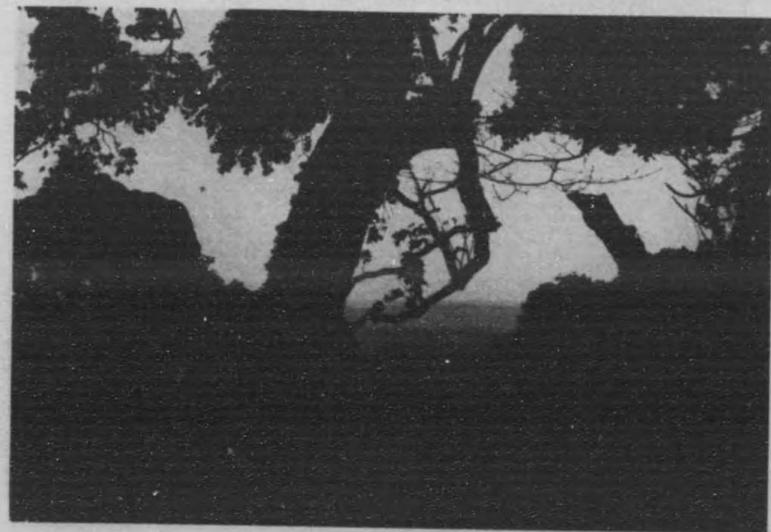
故に先づ當面の問題なる整理更新を要すべき個所に就て論じ、最後に其の保存區域に就ては其の保存の方法は、春日山原生林保存の根本問題なれば、詳かに論及せんとす。

整理更新を要する個所として選ばれしものは、主に春日山の東南部に在り。即ち一部芳山に接し、北方は溪谷を境として花山に連なる。奈良市よりせば裏山に當る部と云ひ得べし。即ち縣の林班圖十六乃至廿に亘る部分にして、概ね皆山腹傾斜面にして、其の下端は溪流に臨む。老木良く繁り、殊に十八區の如き老杉の大樹亭立して、極めて美事なる林相を形づくも、上述風害の爲め、其の大部は破壊せられたり。されど此に隣れる十九區特に廿區は杉・榎の針葉樹の大木極めて多く、潤葉樹と共に鬱蒼たる森林をなし、春日山中有數なる美林なり。勿論其の林相個々の部分としては、此を他の區に求め得ざるに非ず。即ち十區十一區又は鶯瀧の前山の如き、此に比すべし。故に單に學術上の或る一林相としては、大體他を以て之を補ひ得べし。されど既に花山伐採の結果として、此の區は春日山東面に於て、山背に完全に連なる唯一の森林なれば、此の意味に於て保存を望むものなり。殊に此の林區の伐採は、又直ちに四區十三區の代表的保存林に、被害を及ぼすことを顧慮せざるべからず。

第五十圖版



春日山第八區路傍の林相



春日山第十區新道よりの市街の遠景

故に假に伐採を爲すとすも、此點は特に注意せざるべからず。

尙ほ他の整理更新を要すとされたる區域、例へば七區九區の如き、別に樹木老齡にて自ら枯死の狀にありとは思はれず、勿論或ものは老木にして林木としての價値は減少せりと思はるるものもあるも、今春日山原始林の保存上より考ふるも、又所謂理想的公園林經營上より見るも、其の選伐を行ふ必要を認めず。

要するに此等の部分は、針潤葉樹の大木に富み、且其の運出に比較的利便の地にありと云ふべきなるべし。

若し此の如き地域に選伐を行ひ、大樹老木を去るに於ては、春日山森林の價値何處に有りや、何が故を以て原始林とし、將た又天然紀念物として尙ほ保存する必要ありや、其の理由を明にする能はざるなり。

聞くが如くんば、縣當局者も此の選伐計畫を放棄せりと云ふ。春日山森林保存上より賀すべきことなり。

次に保存區域となすは、御蓋山に面する部分、即ち奈良市に對する部にして、現時春日山と呼ばれるものの大部と、曩に卅四年花山伐採の際、保存せられし廻遊道路左右の森林、即ち花山の一部並に

山頂を南北に連ぬる峯通りとす。

此の部分は實に春日山原始林の主要部にして、絶対に保存を望むべきものなるや言を俟たず。

然れども縣當事者の云ふが如く、此の内の枯損木又は障礙木を選伐し、之を適當に補植し、單に現在林相の維持更新を圖らむるとする保存方法には、賛する能はざるなり。

如何となれば春日山森林の特色は、單に或る二、三種の樹木にありと云ふに非ず。上に詳説せる如く、幾多の草木全く原生林の狀に繁生する點にあり。換言すれば春日山森林の價値は、天然林として存するの點にあり。自然の變化は敢て意とするに足らず、或る特種の樹木の保存を目的とする場合と異なり、從て其の絶対保存の必要とすべきものにして、枯損木等を放棄するは一見愚なるが如きも、既に絶大の價値を其の天然林に置く以上、止むを得ざるなり。况んや其等を運出する爲め他の部分の蒙むる被害は、僅少に非ざるに於てをや。

次に保存區域として先づ峯通りあり。老杉亭立し、單に奈良市より遠望し得ると云ふ點のみよりしても、春日山風致上最も關係大なる地なるが、曩に花山皆伐の際、餘りに狭く殘せしが爲めに風害の影響を受くること特に甚しく、今は諸所に大なる缺木を生じ、此を奈良市より望見するのみにても不愉快の感あり。既に杉・檜の植樹を見たるも、後者は適せず、杉も斯く附近伐木せられし現狀にては其

生育覺束なし。松にても可なり。速に補ふを可とすべし。後來現在の花山植林地伐採の際は、此の風致上に、直接關係深き峯通りに近き部の伐木には、特に考慮せらるるを要す。

次に廻遊道路に沿ひ保存せられし、花山の東部は溪流に沿ひ、比較的幅廣く保存せられしと、芳山が東部に在るとにより、殆ど完全に原生林の風貌を殘せる地にして、其の樹種の多き其老木の大きな鬱蒼たる針潤混生林は、春日山原生林中の白眉たり。殊に東北方鶯瀧の手前より、溪谷を挿み、其の一部を遠望せんか、實に鬱々たる一大森林にして、其の美其の壯到底都市に近き地にありとは思はれず邊陲數十里の深山に遊ぶの心地すべし。鶯の聲、木立に消ゆれば、野猿の叫び溪谷を縫つて至る。濃き緑の針葉樹は薄き潤葉樹に映りて、四時鬱蒼と繁り、かくて我國暖帶の森林美は、之を以て盡くるの思ひありと云ふも溢美に非ざるなり。然るに頃來此の風望地附近を、徒らに楓櫻等を植樹し、單調なる風致に化せんとするは、思はざるの甚しきものなり。

此の一部林相を以てしても、如何に花山森林の壯美なりしかを憶ふべく、吾人は今日都市近くに原始林を見る能はざるの時に於て、一層此の花山森林の破壊せられしを遺憾とすると同時に、此の殘部なる春日山森林保存の、更に必要なるを痛感せざるを得ず。

要するに保存地域は絶対保存を要件となすべきにて、徒らに人爲的想定により大自然を破壊し、悔

を後世に遺すべきに非ざるなり。

次に風害區域と稱する地は、被害大なる地にして、老杉或は倒れ或は折れ慘狀を呈す。之春日山の地表淺く、根部固定方に乏しきが主因たるべきも、一部の伐木又は道路の開通の如き、皆其の近因たるべし。

此等の地は、緊急に整理を要する地にて、適當に植樹すべきや勿論なり。徒らに經費其他の都合にて順延せば、益々其の附近に及ぼす災害は大なるべし。又其の植樹發育の如何も、亦附近森林今後の風害程度に關係すべきなれば、此點も宜しく考慮せざるべからず。

されば此等地域は、春日山森林の一部なれば、其の植樹すべき種類を選択するの要あり。普通の植林と趣を異にせざるべからず。即ち周圍の原生林の一部たらしむべく、他と良く調和し、又他を犯さざることに甚大の注意を要すべし。

以上大略春日山の天然紀念物として保存の價值並に縣當事者の計畫に就て述べたり。故に更に其の結論として、保存の實際問題に及び尚ほ今後の保存の方法等に就て陳べんとす。

擬て縣の奈良公園森林部經營計畫を見るに、先づ奈良公園の改良施設を目的とし、其の資源の一部にあつる爲め、曩に植林せる花山芳山の施業林の主伐をなし得るに至る迄、(其の豫定年は今より二十

年後とす)此の春日山原生林(即ち所謂公園林)の一部を伐採せんとするにあり。

即ち此の爲めに前述の部分に於て、老樹大木を整理更新の名に於て、伐採せむとするもの如し。

余は現在縣が經營せる施業林に就て、専門的批判を加ふるを得ずと雖も、曩に調査せる、早尾技師の報告に徴するも、其造林法に尙ほ遺憾の點あるが如し。

縣當事者は明治卅四年花山芳山の原始林伐採に際し、此を以て充分將來公園經營を潤澤に支持し得るものとせるに拘らず、僅々二十年後の今日、早くも此の計畫に阻礙を致し、更に殘部の或區域を伐木せむと企畫するに至れるは、遺憾の至りと云ふべきなり。

又現在公園經營の實狀に徴するも、假令其の施設積極的ならざるが爲にせよ、尙ほ年々多少の剩餘金を得る現狀にありと云ふに非ずや(早尾技師佐々木屬報告による)。即ち最近に於て、年々約一萬二千餘圓の剩餘金ありと云へば、此等を既設經營林の完備と、縣企畫の改良費の一部に資する能はざるか。而て今後僅か二十年程を支持し得れば、其の經營林の主伐により潤澤なる資源を得、縣が欲する施設と改良とを全ふし得べきこと明なり。

然るに上述の如き理由に於て、我國内地に比を見ざる春日山原生林一部を、今俄かに伐採して迄も、現在直ちに完備せざるべからざるが如き緊急施設を、奈良公園は必要となすや大に考慮すべき問題な

るべし。

又若し斯く公園改良設備緊急を要するも、何等か他に其の資金を、一時的に運用するの途無きか、大に縣當事者の一考を煩はさむとする所なり。

余は此の春日山森林の絶大なる價値に鑑みて、當局者の速に此の施設方針を變更せんことを望むものなり。

奈良公園平坦部の規模と結構とは、此を他の地にも求め得べし。只其森林部に至つては、他に得る能はざるものなること、並に斯かる原生林の價値は今後歲月を経るに従ひ、益々大となるべきことを告げて、此の項を終らんとす。

上述の理由により、春日山森林の絶對的保存を望み、遺憾ながら縣當事者の所謂整理更新案にも、亦理想的風致林經營を主とする保存法にも、賛同する能はざれど、聞くが如くんば從來年々此の森林部より枯損木として得たる少からざる資源は、奈良公園經營費に消費せられしことなれば、今若し全部の絶對的保存により、此の資源を斷ち、實際の公園經營上支障を致し、引て風害地の補填森林管理費等直接其の保存に必要な費目を等閑に附せらるるが如きことあれば、却つて保存の目的を達する能はざることとなるを以て、此點を尙一層調査の上其の必要の程度並に緩急の如何に依り、次の

二案を考ふる必要あり。即ち第一案は現存する森林全部を絶對保護區域とし、上述の如き保存上止むを得ざる費用を、全部國庫にて補給するにあり。或は更に此の保存により、從來奈良縣に於て公園經營の資を得たる途を閉すが如き場合は、其の一部の補助を必要とすべし。

然れども之國家多事の際至難の點多かるべく、故に若し一部伐採の餘義なき場合は概ね次の如くすべし。

即ち十九區と二十區の部分に於て、既に残れる峯通りに速なる山頂の部と、廻遊道路の左右とを保存するを條件として、其の伐木を許可すべし。

尙ほ此の場合其の得たる資は、先づ此の森林部の保存の完成に費途すべき條件を附するを要す。

此の兩區域は上に述べたる如く樹木鬱蒼と茂り、其の石數は可成多かるべく、其の價格も大なれば、此を縣にて適當に選伐せば二十年後其の經營林を伐採し得る迄、良く公園の維持を爲すに足るべし。

保存の方法 保存の方法は上述の如く、絶對保存を必要とすることにより自ら明なるも、尙ほ二、三の注意すべき點を列舉せば、

一、現在の廻遊一周道路以外に、主要なる道路を設けざること、而て將來も自動車の通路として、此の道路を更に開鑿する如きは不可なり。常に森林樹木を自然破壊するのみならず、此の内に生棲す

る野猿其他多くの鳥獸を、絶滅せしむるに至るべく、又此の森林の性質上よりも、自動車等にて一過すべきに非ず。周遊僅か一里餘高低殆どなく、老人婦女子も、尙ほ良く天然の美を恣にするを得べきなり。若し自動車の便を必要とせば、東入口にて瀧坂、西入口にて氷室跡迄を限度とすべし。

一、廻遊道路其他に徒らに、櫻・楓・松等其他外來樹種を植樹すべからず。一般に我國公園の弊は此等樹木を移して、總てを劃一的遊園地化するにあり。斯くて各地に其の地方的特色なし。春日山の如き絶好の天然林に於て、一層此點は必要なりとす。春日山は何處迄も近畿地方代表の森林にして、徒らに粉飾すべきに非ざるなり。

一、監視を増すべきこと、現在四名ありと云ふも交代なれば事實は二名にて、此の大森林を巡視する有様なれば、盗伐も多少あるが如し。隨所サカキの技葉伐採せられあるが如き、其を語るものなり。尙ほ將來保存するに至れば、火災に一層の注意を必要とすべく、當然監視増員の要あり。

最後に一言すべきは、此奈良公園は既に名勝地として保護せられ、從て新に天然紀念物として保存の道を講ずるは、一見蛇足の如きも、實は然らず。此の兩者は明に保存の意義を異にし、其の見解に差あり。從て其の保存の方法注意等も異なるべきものなれば、此の森林部のみを特に天然紀念物として絶對的保存する必要あり。

尙ほ始めに論せしが如く、本來春日山なるものは此の山の前山、即ち御蓋山を含みて始めて其の完美を期し得べきものにて、又其の原生林としても兩者に區別なく、全く一塊として絶對保存を必要とすべきなるも、現在御蓋山は春日神社の社林として、特別に保護を受けつつあるが故に、俄に伐採せらるること無かるべく、即ち今は此の奈良公園の森林部をなす部を保存せば、其の目的を達するを得べし。

和歌山縣和歌街道の根上り松の年輪 調査報告

(大正十三年
十一月)

内務省囑託理學博士 三好學

和歌街道の根上り松の年輪

和歌山縣海草郡雜賀村の根上り松は去る大正十一年調査し、(史蹟名勝天然紀念物調査報告第三十四號參照) 其後和歌山縣知事が假指定をなせるものなるが、幾何もなく枯死せるにより同十二年六月十九日假指定を解除せり。該根上り松は根上り高さ地上殆ど一丈に達し、根元の周圍一丈三尺を算し、露出根は結束狀を呈し、此類の松樹として代表的なるを以て、他處の根上り松調査上の參考の爲、該樹の年輪を調査するの必要あり。依て右枯株の幹の基部の横斷標本の送付を同縣へ照會したるに、今回送り來れるにより、該松の樹齡測定を、年輪專攻の東京帝國大學講師理學士小倉謙氏に依頼せり。

同氏は直に調査に着手し精密に木質の構造を検し、左記の如き結果を得たり。

二〇八

一、横断面の周圍

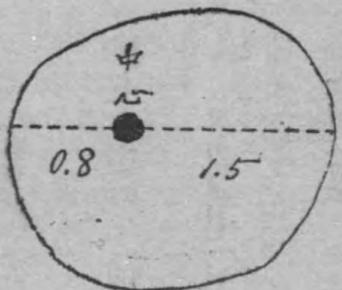
七尺七寸

一、中心は一方に偏在し其最大半径

一尺五寸

最小半径

八寸



一、年輪數

三〇八

一、年輪の廣さは中心より外圍に進むに従ひ、次第に狭くなれども、その傾向不顯著にして、約三十年を一週とする周期的生長を示せり。

即ち一の周期に於て、一旦盛なる肥大生長を呈せる後、頓に生長の強度を減じ、次の周期に至りて再び盛なる生長を起し、爾後周期の更新と共に生長の強度を回復せり。尤も一の周期間に於ける生長

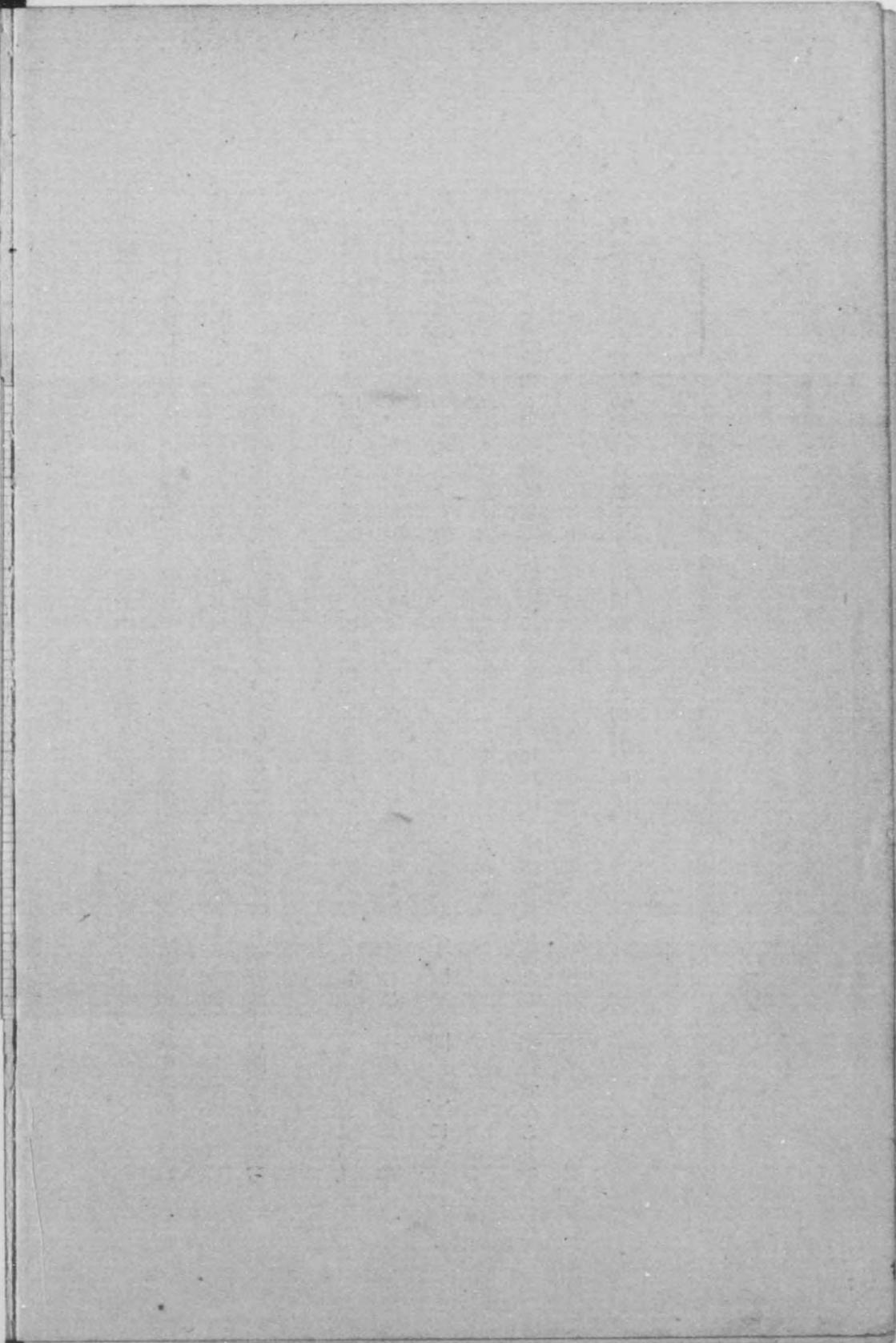
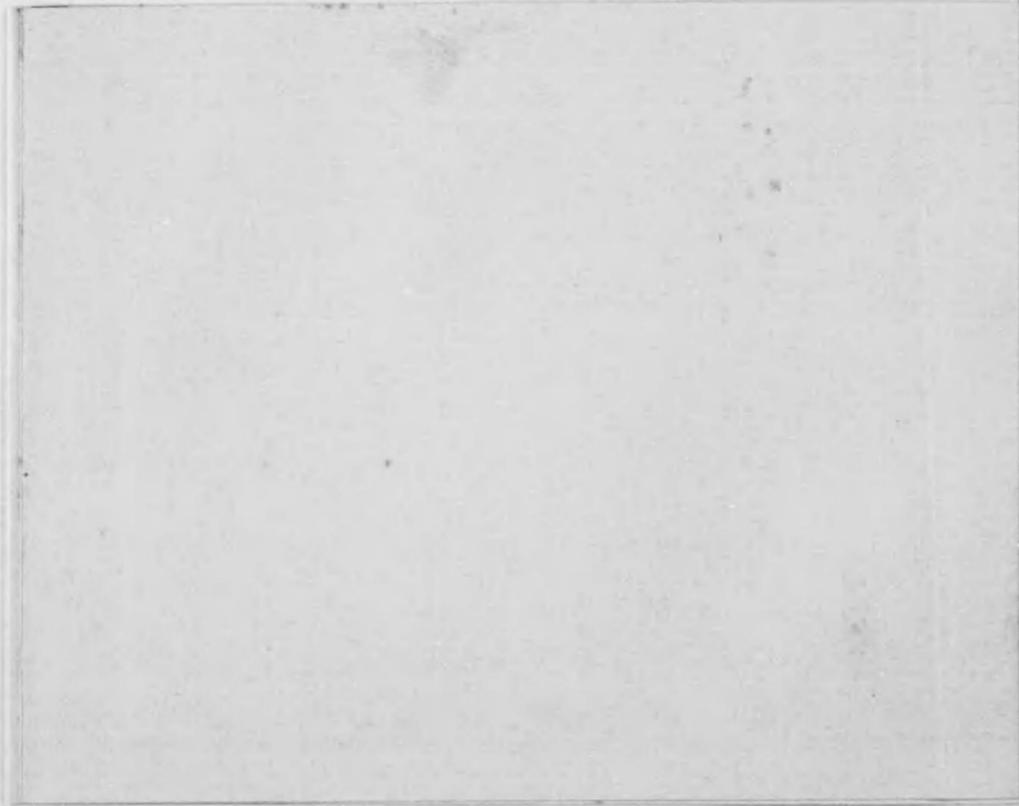
の度は絶えず多少の強弱あるにより、生長の曲線は幾多の凹凸を有するを見る。

此の如き周期的肥大生長の變化は、他種の樹木に於ても見ざるには非ざるも、小倉氏の報告によれば、本樹に於けるが如く分明なるもの稀なりと云ふ。右の原因が、樹根露出に如何なる關係あるや全く不明に屬せり。他樹の場合より推考するときは、恐らく外界或は内部の未知の原因に歸するものならん。

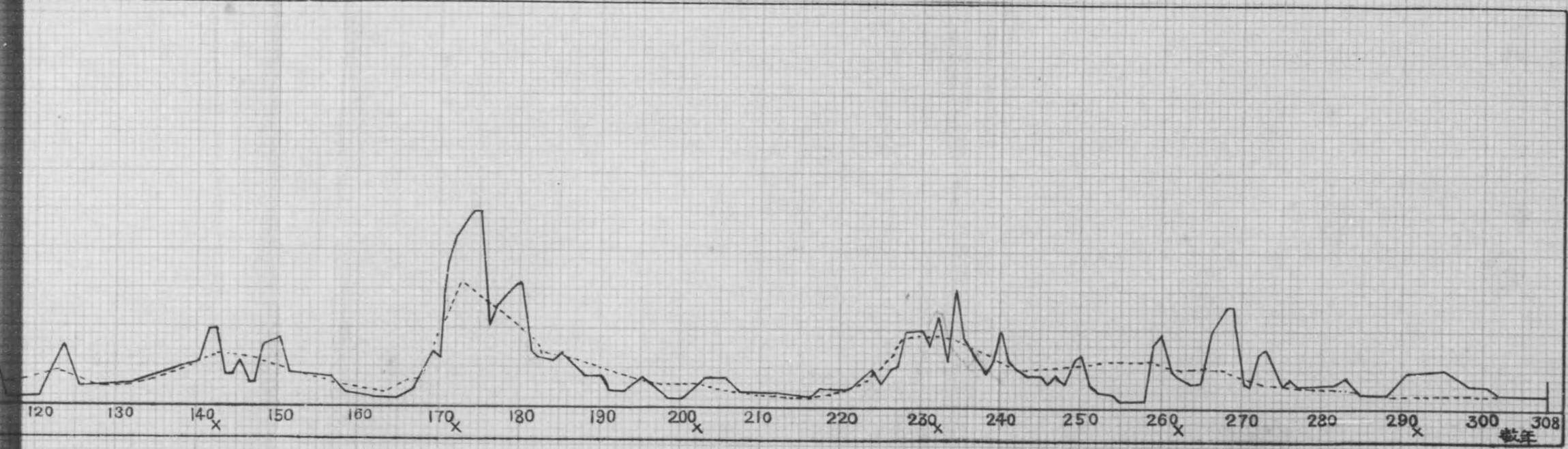
前記の標本は和歌山縣よりの通知によれば、根本より三尺以上の幹の部分に當るにより、是よりも下部の横断面に於ては、上記の年輪數よりも更に多數の年輪を示すやも知れざれば、今假に前記の年輪數により該樹枯死の前年より計算するときは、右の根上り松は元和元年（大阪夏の陣の年）に生れたるものとなる。然れども實際は之よりも前に發生したるものなるべし。

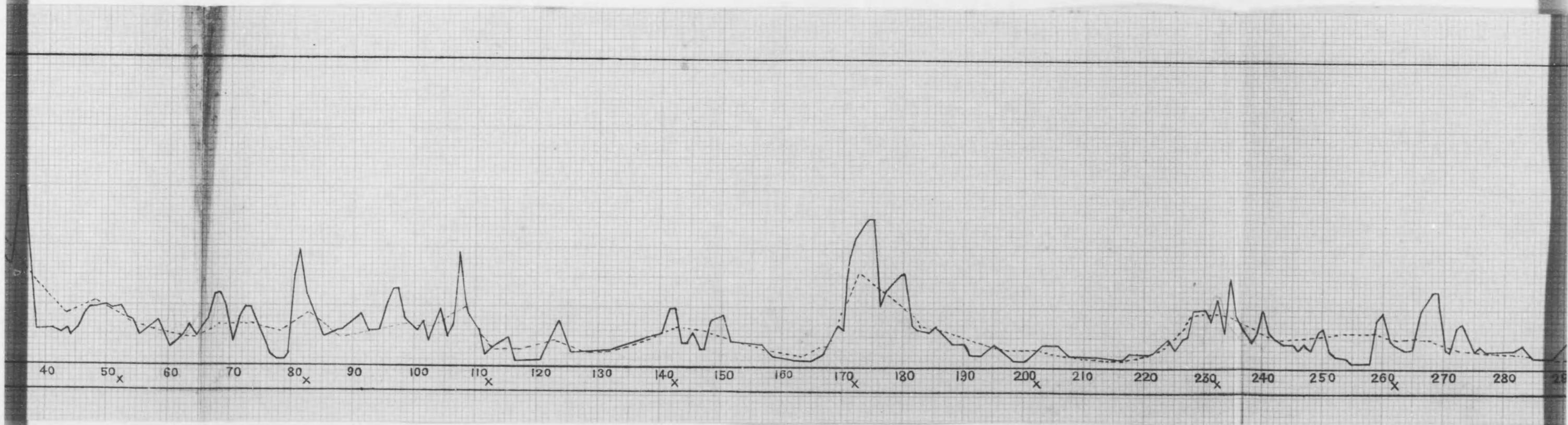
該標本は上記の如く、周期的生長を分明に示せるものなれば、學術參考資料として保存せんことを希望す。

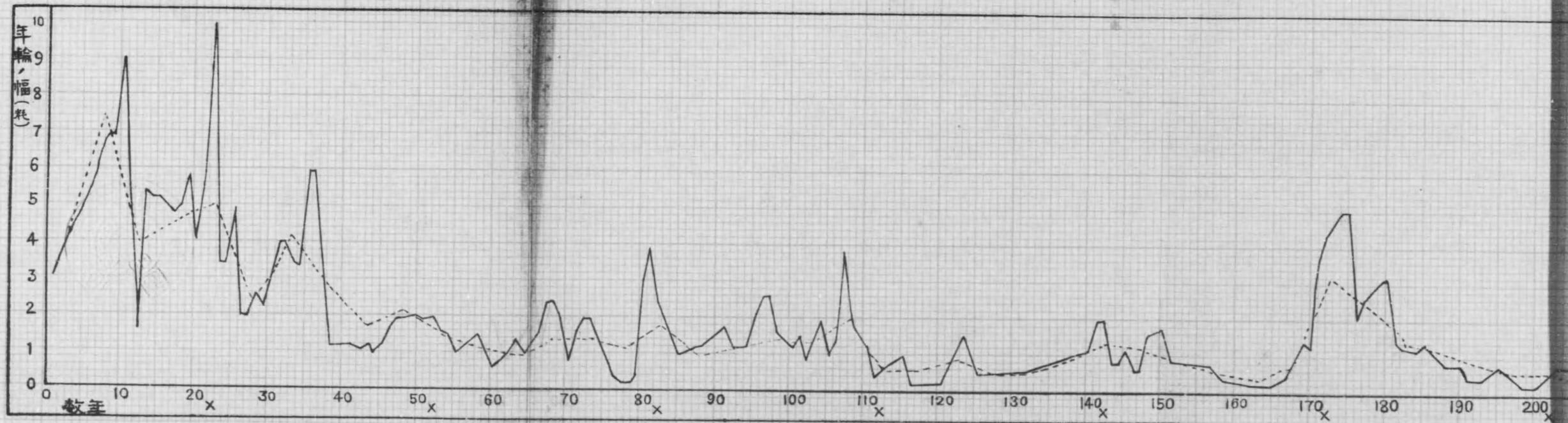
別表として小倉氏の作れる根上り松の周期的生長曲線を附す。



第五十一圖版







大正十五年七月二十日印刷
大正十五年七月廿六日發行

內務省

14.5
40

終

